特定無線設備の技術基準適合証明、及び工事設計認証業務に関する規定

初版 平成21(2009)年10月19日

平成23 (2011) 年4月22日

平成23 (2011) 年6月20日

平成24 (2012) 年1月30日

平成25 (2013) 年9月3日

平成27 (2015) 年12月14日

令和 元 (2019) 年 6 月 1 8 日

作成者	名川 美保	Certification 19. 6.18 Nagawa
承認者	加藤 伸一	認証/GMA '19. 6.18 加藤

1. 目 的

この規定は、インターテックジャパン株式会社(以下「当社」という。)が電波法(昭和25年法律第131号、以下「法」という。)第38条の6第1項の規定による特定無線設備の技術基準適合証明(以下「証明」という。)及び法第38条の24第1項の規定による特定無線設備の工事設計についての認証(以下「認証」という。)を行うために必要な事項を定め、証明及び認証(以下「業務」という。)を適切、公平かつ円滑に運営することを目的とする。

2. 登録に係る事業の区分(対象とする無線設備)

当社が証明等を行う無線設備は、法第38条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第3号 に定める特定無線設備とする。

3. 技術基準適合証明の業務を行なう時間及び休日に関する事項(業務時間)

業務を行う時間は、9:00-17:30 とする。ただし顧客の依頼または当社の業務上の都合等により、上記以外の時間(時間外勤務、休日勤務等)で業務を行うことがある。上記を含め業務を行う時間については当社就業規則に従う。

4. 休日

就業規則休日は当社就業規則に従い、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 会社が定めた休業日(ウェブページ等で公開、または顧客に通知するもの)

5. 業務を行う事務所

業務を行う事務所は以下のとおりとする。

(1) 本社 東京都港区海岸 3-18-1

6. 証明の申込み

証明を受けようとする者(以下「顧客」という)は、別紙1に示す申込書、別紙2に示す同意書及び別紙3に規定する書類及び資料(以下「証明の書類等」という。)並びに申込設備を提出するものとする。当社は、前項に規定する証明の書類等及び申込設備が事務所に到達した場合は速やかに申込を受理する。なお、一つの申込に係る申込設備の数は、100台以下とする。

7. 審 査

当社は、6. の申込を受理した後、証明員によって審査を行なう。

- 7.1 審査は特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則(昭和56年郵政省令第37号。以下「証明等規則」という。)別紙1に基づき、技術基準適合証明の審査、対比照合審査及び特性試験を行う。
- 7.2 証明等規則別表第1号一(3)の規定の申込設備が提出されない場合、次の書類により審査を行う。
- (1) 申込設備の写真(特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図面であって寸法を記入したもの。以下同じ。)
- (2) 試験結果報告書の内容
 - a) 試験担当者名及び責任者名
 - b)試験実施年月日
 - c) 試験実施場所
 - d) 使用した測定器の名称、型番、製造番号、校正年月日及び校正機関
 - e) 特定無線設備の名称
 - f) 試験項目及び試験結果
 - g) 試験の方法、及びその他の付随する情報
- 7.3 7.2(2)の試験結果報告書の記載事項について、次の各項に対する確認を行うことで特性試験に代え、適合性の審査を実施する。

法第24条の2第4項第2号の規定による校正等を受けた測定器を使用して特性試験を行ったものであること。

7.4 証明等規則別表第1号一(3)に規定する特性試験の方法に従って実施した試験であること。

- 7.5 法別表第4に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者、若しくは、当社が同表に掲げる者と同等の知識経験を有すると認める者が試験を行ったものであること。
- 7.6 証明等規則第6条第3項に規定される変更の工事を行なった特定無線設備の申込については、別紙4に基づき、変更のあった部分に関し、第2項から前項までの審査及び特性試験を行う。
- 7.7 特性試験にあっては、申込台数により別紙5に示す台数の抜き取りを実施し評価を行う。なお、抜き取りにより評価を実施した結果、電気的特性のばらつきが大きいと認められる場合は、さらに同数の抜き取りを行うか全数に対し評価を行う。

8. 審査結果の通知

- 8.1 当社は、審査の結果、当該申込設備について証明を行ったときには、別紙6に定める 様式の技術基準適合証明証書をもって顧客に通知する。
- 8.2 審査の結果、証明を拒否するときは、その旨の理由を付した別紙7の文書をもって顧客に通知する。
- 8.3 通知は原則として申込を受理した日から7日(4.で規定する休日の期間を除く)以内に行う。ただし、次の各項のいずれかに該当するときは、この限りではない。
- (1) 手数料の収納が確認されなかったとき。
- (2) 顧客の用意した書類や申込設備に不備があり、追加の書類の提出、又は申込設備の提出を求めたとき。
- (3) 6. に規定する書類に不備があったとき。

9. 証明の報告及び審査結果の公表

9.1 当社は、証明を行なったときは、証明等規則第6条第4項の規定に基づき次の事項を 記載した報告書を毎月1日から15日まで、16日から末日までの期間毎に、それぞれ期間 経過後2週間以内に総務大臣に提出する。

- (1) 証明を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 証明を受けた特定無線設備の種別
- (3) 証明を受けた特定無線設備の型式又は名称
- (4) 電波の型式、周波数及び空中線電力
- (5) 証明番号
- (6) 証明をした年月日
- (7) 当社は証明を行った設備について、下記の事項を当社のホームページに掲載する。
 - ・証明を受けた者の氏名又は名称
 - 無線設備の名称
 - 証明番号
 - 証明年月日
- 9.2 当社は前項に掲げる事項以外の情報を公表しようとするときは、事前に顧客申込者の同意を得る。
- 10. 証明申込の取下げ
- 10.1 顧客による取下げ

顧客は、申込の全部又は一部を取下げることができる。

10.2 当社による取下げ

当社は、申込を受理した日から起算して30日を経過し、かつ、以下のいずれかに該当するときは、申込者に対し申込の取下げを求めることができる。

(1) 申込の受理を行ってから30日以内に手数料の納付がなかったとき。

- (2) 7. に規定する審査の過程において、当社が申込者に追加の書類又は申込設備の提出を求めた日から20日以内に提出がなかったとき。
- (3) 6.に規定する書類に不備があり、その補正を求めた日から20日以内に補正のための措置をとらなかったとき。

11. 表示

当社は、証明を行ったときは、別紙8に定める表示を申込者に交付し、証明をおこなった設備の見やすい箇所に表示するものとする。

12. 証明事項の変更届出等

- 12.1 証明を受けた者は、9.に掲げる事項に変更(証明を受けた日から起算して10年を経過するまでの間の変更に限る。)があったときは、証明等規則第6条第6項に基づき、遅滞なく証明等規則様式第6号の届出書を総務大臣に提出するものとする。
- 12.2 前項の届出書を総務大臣に提出したときは、当該届出書の写しを当社に提出するものとする。

13. 不正な証明等についての報告

当社は、次に掲げる事項を知ったときには、直ちに、その旨を総務大臣に報告するものとする。

- ・証明を受けた者が不正な手段により証明を受けたこと。
- 証明員が法令に違反して証明の審査をしたこと。

14. 認証の申込

認証を受けようとする者は、別紙9の申込書、別紙10の同意書及び別紙3に規定する書類及び資料(以下「認証の書類等」という。)並びに申込設備を提出するものとする。

- 14.1 当社は、認証の書類等及び申込設備を受取った後速やかに申込を受理する。
- 14.2 当社は申込を受理した場合は、すみやかに受付処理を行い、別紙11に示す様式の受付確認通知書を顧客に通知する。

15. 審 杳

当社は、申込を受理した後、証明員によって審査を行う。

- 15.1 審査は、証明等規則別表第3号の規定に基づき、工事設計の審査、対比照合審査、特性試験及び確認方法の審査を行う。
- **15.2** 証明等規則別表第3号二において準用する別表第1号一(3)の規定により申込設備が提出されない場合にあっては、次の各項の書類により審査を行う。
- (1) 申込設備の写真(特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図面であって寸法を記入したもの。以下同じ。)
- (2) 試験報告書の内容
 - a) 試験担当者名及び責任者
 - b) 試験実施年月日
 - c) 試験実施場所
 - d)使用した測定器の名称、型番、製造番号、校正年月日及び校正機関
 - e) 特定無線設備の名称
 - f) 試験項目及び試験結果
 - g) 試験の方法、及びその他の付随する情報

- 15.3 試験報告書の記載事項について、次の各項への適合の確認を行い、特性試験に代え適合性の審査を実施する。
- (1) 法第24条の2第4項第2号の規定による校正等を受けた測定器を使用して特性試験を行なったものであること。
- (2) 証明等規則別表第3号二において準用する別表第1号一(3) に規定する特性試験の方法に従って実施した試験であること。
- (3) 法別表第4に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者、若しくは、当社が同表に掲げる者と同等の知識経験を有すると認める者が試験を行ったものであること。
- (4) 証明等規則第17条第3項に規定される変更の工事を行った特定無線設備の申込については、別紙4に基づき、変更のあった部分に関し(2)から(3)の審査及び特性試験を行う。

16. 審査結果の通知

- 16.1 当社は、審査の結果、当該申込設備について認証を行ったときには、別紙12に示す様式の認証書をもって顧客に通知する。
- 16.2 審査の結果、認証を拒否するときは、その旨の理由を付した別紙13に示す文書をもって顧客に通知する。
- 16.3 上記の通知は原則として申込を受理した日から7日(4.で規定する休日の期間を除く)以内に行う。ただし、次の各項のいずれかに該当するときは、この限りではない。
- (1) 手数料の収納が確認されなかったとき。
- (2) 審査の過程で顧客の書類又は申込設備に不備があり、追加の提出を求めたとき。
- (3) 14.に規定する書類に不備があったとき。

17. 認証の報告及び審査結果の公表

- 17.1 当社は、前条第1項の認証を行ったときは、証明規則第17条第4項の規定に基づき次に掲げる事項を記載した報告書を毎月1日から15日まで、16日から末日までの期間毎に、それぞれ期間経過後2週間以内に総務大臣に提出する。
- (1) 認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 認証を受けた特定無線設備の種別
- (3) 認証を受けた特定無線設備の型式又は名称
- (4) 電波の型式、周波数及び空中線電力
- (5) 認証番号
- (6) 認証をした年月日
- 17.2 当社は認証を行った設備について、下記の事項を当社のホームページに掲載する。
- (1) 認証を受けた者の氏名又は名称
- (2) 無線設備の名称
- (3) 認証番号
- (4) 認証年月日
- 17.3 当社は前項に掲げる事項以外の情報を公表しようとするときは、事前に顧客の同意を得なければならない。

18. 検査記録の作成等

18.1 16.の認証を受けたもの(以下「認証取扱業者」という。)は、認証に係る確認の方法に従い、当該工事設計認証に基づく特定無線設備について検査を行い、証明等規則第19号に基づき次の事項を記載した検査記録を作成し、検査の日から10年間保管しなければならない。

- (1) 検査に係る工事設計認証番号
- (2) 検査を行った年月日及び場所
- (3) 検査を行った責任者の氏名
- (4) 検査を行った特定無線設備の数量
- (5) 検査の方法
- (6) 検査の結果
- 18.2 検査記録の保存は、電子媒体により行うことができる。

19. 認証申込の取下げ

19.1 顧客による取り下げ

顧客は申込の全部又は一部を取下げることが出来る。

19.2 当社による取下げ

当社は、申込を受理した日から起算して30日を経過し、かつ、以下のいずれかに該当するときは、申込者に対し申込の取下げを求めることができる。

- (1) 申込の受理を行ってから30日以内に手数料の納付がなかったとき。
- (2) 15. に規定する審査の過程において、当社が申込者に追加の書類又は申込設備の提出を求めた日から20日以内に提出がなかったとき。
- (3) 第14条に規定する書類に不備があり、その補正を求めた日から20日以内に補正のための措置をとらなかったとき。

20. 表示

- **20.1** 認証取扱業者は、認証に基づく特定無線設備について18.の義務を履行したときは、証明等規則第20条に基づき当該特定無線設備の見やすい個所に認証の表示を行うものとする。
- 20.2 前項の表示は、別紙8(証明等規則様式第7号)に定めるとおりとする。

21. 認証事項の変更届出等

- 21.1 認証を受けた者は、第17条第1項第1号及び第3号に掲げる事項に変更(認証に基づく特定無線設備について検査を最終に行った日から起算して10年を経過するまでの間の変更に限る。)があったときは、証明等規則第17条第6項に基づき、遅滞なく証明等規則様式第6号の届出書を総務大臣に提出するものとする。
- 21.2 前項の届出書を総務大臣に提出したときは、当該届出書の写しを当社に提出するものとする。

22. 不正な認証等についての報告

当社は、次に掲げる事項を知ったときには、直ちに、その旨を総務大臣に報告するものとする。

- (1) 認証取扱業者が不正な手段により認証を受けたこと
- (2) 証明員が法令に違反して認証の審査をしたこと
- (3) 認証に基づく特定無線設備が技術基準に適合していないこと

23. 適合確認試験

23.1 当社は、申込が次の各号のいずれかに該当するときは、証明等の申込に係る特定無線設備について試験を行う。

- (1) 証明規則第6条第1項もしくは同条第3項の規定に基づき特定無線設備の提出を受けたとき。
- (2) 証明規則第17条第1項もしくは同条第3項の規定に基づき当該設計に基づく特定無線設備の提出を受けたとき。
- 23.2 試験員は、証明等規則別表第1号一(3)又は別表第3号二に準用される別表第1号 一(3)の規定に基づき試験を実施し、試験報告書を作成し、証明員に報告する。
- 23.3 試験報告書は ISO/IEC17025 の要求を満たすものとし、次の事項を記載する。
- (1) 試験担当者名及び責任者名
- (2) 試験実施年月日
- (3) 試験実施場所
- (4) 使用測定器の名称、型番、製造番号、校正年月日及び校正機関
- (5) 特定無線設備の名称
- (6) 試験項目及び試験結果
- (7) 試験の方法
- (8) その他の情報

24. 試験の外部委託(下請負)

- **24.1** 当社は、次のようなやむをえない事情がある場合、顧客の同意を得て特性試験を外部の試験機関に委託することがある。
 - (1) 当社の試験員または測定器に事故ある場合
 - (2) 当社の業務の繁忙またはその他の理由により、顧客の納期等の要求に応じられない場合
 - (3) その他、試験委託をしなければならない合理的理由がある場合

24.2 委託先は試験所エンジニア、認証部マネージャー、証明員が協議のうえ決定する。

25. 試験測定器の管理

当社は、品質マニュアルに従い、試験測定器及び試験室の環境を管理する。

26. 試験測定器の較正

当社は、品質マニュアルに従い、試験測定器の較正を実施する。

27. 手数料の額

- **27.1** 6.の証明、及び14.の認証手数料の額は、別紙14に記載のとおりとする。
- 27.2 申込件数実績又は特別な事由による手数料の減額を別紙14に示す。
- 27.3 特別な事由による手数料の増額を別紙14に示す。
- 27.4 他に定めのない手数料の額については、別紙14に記載のとおりとする。

28. 手数料の収納の方法

証明又は認証の申込の受理を行った場合の手数料の収納方法は、別紙14に記載のとおりとする。

当社と手数料支払い者との合意によって、別紙14の収納方法を変更することができる。原則として、手数料支払いについては弊社の一般取引条件を適用する。

29. 証明員の選任及び解任並びにその配置に関する事項

29.1 証明員の資格は、法別表第4に定めるところによる。

- 29.2 証明員の選任又は解任は当社代表取締役が行う。ただし、次に掲げる場合以外の理由で証明員の意に反して解任することはできない。
 - (1) 証明員に休職を命じたとき。
 - (2) 証明員を解雇したとき。
 - (3) 証明員が退職したとき。
 - (4) 証明員が法及びこれに基づく命令に違反したとき。
 - (5) 証明員がその職務を遂行することが適当でないと判断されるとき。
 - (6) その他当社就業規則に該当する場合
- 29.3 当社代表取締役は証明員を選任し又は解任したときは、証明等規則第9条に規定する手続きによりその旨を総務大臣に届け出るものとする。
- 29.4 社外の証明員と契約する場合、当社就業規則に従う。

30. 証明員の配置

証明員は5.に規定する事務所にて業務を遂行する。

31. 証明員の職務遂行

- 31.1 証明員は、証明又は認証の公共性及び重要性を自覚し、上長の指示に従い、厳正に 職務を遂行しなければならない。
- 31.2 当社は、証明員が過去2年間に証明等のあった特定無線設備の製造業者等の役員又は従業員であったときは、当該申込に係る証明等の証明及び認証の業務に従事させないものとする。

32. 技術基準適合証明の業務に関する機密保持

- 32.1 役員、証明員、従業員及びその職にあった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 32.2 必要な場合、顧客と機密保持契約を締結する。

33. 技術基準適合証明の業務に関する文書管理(帳票及び記録類の管理)

法第38条の12に規定する帳簿の記載内容は証明等規則第13条第1項に規定する内容とし、文書は関連部門のマネージャーが管理する。

34. 文書の種類及び保存期間

文書の種類及び保存期間は、当社品質マニュアルに従い次のとおりとする。

- (1) 証明等規則第13条に定める帳簿 10年
- (2) 証明等規則第21条に準用される証明等規則第13条に定める帳簿 10年
- (3) 申込書及び同意書 10年
- (4) 試験結果通知書 10年
- (5) 試験報告書 10年
- (6) 試験測定器校正成績書 10年
- (7) 拒否及び取り消し通知書 10年

35. 文書の保管場所

印刷物または電子媒体の文書は管理が適切に行うことのできる専用の場所で保管する。

36. 会計処理

- 36.1 当社は、国内法及びインターテック会計基準に従った会計処理を行う
- 36.2 当社はインターテック会計基準に従った内部及び外部の会計監査を受ける

37. 財務諸表及びそれらの閲覧

- 37.1 当社は、次のような財務資料を備える。
- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- 37.2 当社は、法第38条の11第2項に規定する者からの請求により、同法同項の規定に従い前項の資料を閲覧に供するものとする。

38. 証明、認証業務の基本方針

証明、認証業務の執行にあたり、インターテック倫理規定及び業務規定に基づき以下の基本 方針を掲げる。

- (1) 全ての申込者に対し公正な取扱を行うこと。
- (2) 審査は、法、証明規則、設備規則、施行規則、及び関連告示等に基づき行う。
- (3) 証明、認証業務の透明性及び公平性を確保するため、当該業務に関する情報をホームページ等で公開する。
- (4) 役員、証明員、試験員及び関係する従業員及びその職にあった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

39. この規定の適用日

この規定は、平成21(2009)年11月1日以降に当社が受理を行った申込から適用する。

附則(改正 平成23 (2011) 年4月22日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成23 (2011) 年5月1日から適用する。

附則(改正 平成23 (2011) 年6月20日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成23 (2011) 年6月23日から適用する。

附則(改正 平成24(2012)年1月30日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24(2012)年2月1日から適用する。

附則(改正 平成25(2013)年9月3日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成25(2013)年9月5日から適用する。

附則(改正 平成27(2015)年12月14日)

(施行期日)

第1条 この規定は、平成27 (2015) 年12月18日から適用する。

附則(改正 令和元(2019)年6月18日)

(施行期日)

第1条 この規定は、令和元(2019)年6月18日から適用する。

技術基準適合証明申込書

年 月 日

インターテックジャパン株式会社 殿

(1)申 込 者 本社所在地

名 称

代表者役職

氏名

(2)申込責任者 住 所

役職

氏 名

下記のとおり電波法第38条の6の規定による技術基準適合証明を受けたいので、同意書を 添えて申し込みます。

なお、申込書類に記載されている内容については、申込者が貴社に対し最終的な責任を負います。

申込内容

申込区分	新規		変更	
特定無線設備の種別				
特定無線設備の型式又は名称				
特定無線設備の製造番号		特定無線設備	備の数	
備考	<販売業者>	1	'	

技術基準適合証明業務申込同意書

インターテック ジャパン株式会社を甲とし、電波法第38条の6に規定する技術基準適合証明の申し込み者を乙として、甲と乙とは、以下の約定により技術基準適合証明業務の申込に関し同意します。

第1条(適用)

本同意書は、乙が甲に申込を行うことにより、甲が乙に対して提供する技術基準適合証明(以下「証明」という)の業務に適用するものとします。

第2条(本同意書の有効期限)

本同意書の有効期限は、乙が本同意書に押印またはサインをおこなった日から証明を行った日までとします。ただし、本同意書第7条に定める秘密保持に関しては、別途定めるものとします。また、第8条に定める責任制限に関しては、本条の有効期限を適用しないものとします。

第3条(技術基準適合証明申込書)

- 1 本同意書と同時に乙が提出する技術基準適合証明申込書(以下「申込書」という)は、申込を行う特定無線設備毎に乙が甲に提出するものとし、申込の全部に対して乙が責任を負うものとします。
- 2 乙が申込書に記載した事項に変更が生じた場合は遅滞なく甲に届出を行うものとします。

第4条(技術基準適合証明申込書類)

- 1 乙が申込書と同時に甲に提出する技術基準適合証明申込書類(以下「申込書類」という)の記載事項は、乙が全ての責任 を負うものとします。
- 2 乙が提出した申込書類に関し、甲がその一部または全部に疑義があると判断した場合は、その旨を乙に通知した上で修正を行った申込書類の提出を求めることが出来るものとします。

第5条 (試験結果報告書)

- 1 乙が申込書類の一部として甲に提出する試験結果報告書の記載内容は、乙が全ての責任を負うものとします。
- 2 乙が提出した試験結果報告書に関し、甲がその一部または全部に疑義があると判断した場合は、その旨を乙に通知した上で申込設備の提出を受け、甲がその試験を行うことを乙は拒まないものとします。

第6条(審査)

甲は乙が申込書類を添えて提出を行った申込書を受理したときは、甲が別に発行する業務規程に基づき速やかに審査を行うものとします。

第7条(秘密保持)

- 1 甲は乙が提出する申込書類の内容及び申込に関連する情報等の業務上知り得た乙特有の技術、財務、生産、営業等の内容 について、その機密の保持を行う義務を負います。
- 2 甲は、甲の管轄官庁である総務省からの依頼に基づき、申込書類の内容を開示する必要が生じた場合は、乙に事前にその 旨を通知し、申込書類の内容を必要最小限の範囲内で総務省に開示することができるものとします。
- 3 申込書類の内容に関する秘密の保持期間は、乙が本同意書に押印またはサインをおこなった日から1年間とします。ただしこの期間を書面通知により延長することを甲は拒まないものとします。

第8条 (責任制限)

1 乙が甲に提出した申込書類の記載内容に虚偽の事実があった場合は、甲はその一切の責任を負いません。

- 2 甲が証明を行った後、乙が証明を受けた設備の回路、構成等に変更、追加または削除を行い、甲が証明の事実と同一では ないと認める場合は、甲はその一切の責任を負いません。
- 3 甲が証明を行った際に乙に対して提示した条件を、乙が証明を受けた設備に反映させなかったことにより起因する不具合に関しては、甲はその一切の責任を負いません。
- 4 申込設備は空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができない(容易に改造することができない)構造であることを宣言します。

ただし、申込設備が証明規則 2 条 1 項 19 号、2 条 1 項 19 号の 2、2 条 1 項 19 号の 3、2 条 1 項 19 号の 3 の 2 及び 2 条 1 項 19 号の 11 の無線設備の場合に限る。

第9条(管轄裁判所)

本同意書に関する訴訟については、横浜地方裁判所をもって合意の管轄裁判所とします。

第10条(協議)

本同意書に定めのない事項及び本同意書の各条項に疑義が生じたときは、甲、乙協議し信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとします。本同意書の締結を証して乙が署名(記名)押印した本同意書の原本を申込書に添えて提出するものとします。

甲: 住所 〒 108-0022 東京都港区海岸 3-18-1 インターテックジャパン株式会社 会社名

代表取締役社長 木村 朋聡

乙: 住所 〒

会社名:

申込者

[申込書にサインまたは捺印を

氏名:

された方]

役職:

日付

証明等の申込に係る提出書類及び資料

項番	必要な書類及び資料	証明	認証	内容又は摘要
1	事務委任届	0	0	申込者が申込に係る手続きを第三者に委 任する場合の委任届
2	技術基準適合証明業務申込同意書	0		(別紙2)
3	技術基準適合証明業務申込書	0		(別紙 1)
4	工事設計認証業務申込同意書		0	(別紙 10)
5	工事設計認証業務申込書		0	(別紙 9)
6	変更内容説明書	0	0	証明又は認証を受けた特定無線設備の変更の工事を行った内容及び電気的特性並びにその他必要な事項について記載したもの。
7	工事設計書	0	0	証明等規則別表第2号に係る様式及び書 類並びに資料、工事設計の内容を説明す るために必要となる資料及び事項を記載 したもの。
8	確認方法書		0	申込設備がその工事設計に合致すること の確認の方法に係る事項を記載した資料 (証明等規則別表第4号に該当)又は当 社が同等と認める書類又は資料。
9	取扱説明書		0	操作及び保守の方法を記載したもの。
10	図面・写真等	0	0	特定無線設備を提出しない場合であって、その外観(寸法を記したもの)及び部品の配置を示したもの並びに認証の場合は認証の表示についてその方法及び寸法を記載したもの。
1 1	試験結果報告書	0	0	特定無線設備を提出しない場合であって、第7条第3項第2号又は第15条第3項第2号で規定する内容が記載されているもの。
1 2	その他	0	0	審査の過程で参考となる事項を記載した 資料。

1 軽微な変更の工事に係る事項並びに技術基準適合証明及び証明及び認証の変更の申込書に添付する書類等

軽微な変更の工事に係る事項	条	件	添付を要する書類等
			工事設計書並びに申込設備の操作及び保守の方法を記載した書類のうち、既に技術基準適合証明又は認証又は証明を受けた特定無線設備と異なる部分に係るもの及び下記に示すもの
1 送受信装置			
(1) 電子管、半導体製品(集 積回路及び記憶部分を含む。以 下同じ。)部品及び材料			
ア・電子管	同等の性能を有する。	ものに限る。	規格名を記載した書類及び工事設計書の 添付画面の記載事項に変更を及ぼす場合 にはその図面
イン半導体製品	同上		同上
ウ 抵抗の種類又は定数	同等以上の性能を有る。	するものに限	
エ 蓄電器の種類又は定数	同上		
オーインダクタンス部品	同上		
カ フィルタ	同上		
キの線用線類	同上		
ク 接続用部品	同上		
ケースイッチ	同上		
コ マイクロホン	同上		
サ スピーカー又は受話器	同上		
シ継電器	同上		
スー表示器	同上		形状、寸法、定格値及び階級を記載した 書類

	セ	水晶片	同上	形状、寸法、規格及び型名を記載した書 類
	ソ	配線板	同上	同上
		回路方式(回路方式の変 う電子管、半導体製品、部 材料の増設又は撤去を含		
	ア	受信回路	局部発振回路及び海上移動業務の無線局の用に供する受信装置に使用するもの(低周波数出力回路を除く。)を除く。	副次的に発する電波等の限度に関する点 検の結果を記載した書類
			変更後の回路がプレストーク方式に おける送信時及び受信時の回路構成 と同一であるものに限る。	
	ゥ	スケルチ回路	増設又は撤去を含む。	
	(3)	部品配置		部品配置図及び副次的に発する電波等の 限度に関する点検の結果を記載した書類
				工事設計書又は写真、図
	(4)	表示器及び操作器	増設又は撤去を含む。(操作性の改善などのためのプログラム変更を含む。)	
2	電源装	置		
	(1)	電源装置の種類	同等以上の性能を有する物に限る。	
		電源装置の内容(電子 導体製品、部品又は材料、 式、部品配置等)	同上	規格名を記載した書類
3	空中線	及び給電線	増設、撤去又は取付位置の変更を含む。	外観図又は写真
4	空中線	(レーダーに限る。)	周波数又は空中線電力に変更を来す こととならない場合に限る。	
5	指示器	(レーダーに限る。)	電気的性能に変更を来すこととなら ない場合に限る。	
6	付属装	 置		
		自動識別装置及び送信装	増設 (新たに追加する場合を含む。 移動用又は携帯用の機器にあって は、本体と別筐体のものに限る。) 又は撤去を含む。	
1			 百9.4 (炒 百1.40)	ı

頁24 (総頁148)

用端局装置、模写伝送装置、印刷 電信装置、秘話装置、テレメータ	増設(移動用又は携帯用の機器にあっては、本体と別筐体のものに限る。)又は撤去を含む。いずれも副搬送周波数、最高変調周波数、若とは偏移周波数に変更を来すこととならない場合又は通信路数(電話通信路に換算した数とする。)が増加することとならない場合に限る。	
	増設 (移動用又は携帯用の機器にあっては、本体と別筐体のものに限る。) 又は撤去を含む。	
7 その他		
(1) 筐体		
ア 機器本体の寸法及び形状	移動用又は携帯用のものにあっては、高さ、幅及び奥行きの和の比が10%までの場合に限る。ただし、上記が適当でない場合においては、この限りではない。	外観図又は写真
イ 機器本体の材質	The second of th	材質の強度に係る書類、点検の結果を記 載した書類
ウ 機器本体と別筐体のもの		外観図又は写真

注 添付を要する書類当については、新旧を対照して記載すること。

2 変更の工事に係る事項並びに技術基準適合証明及び証明及び認証の変更の申込書に添付する書類等

変更の工事に係る事項	条	件	添付を要する書類等
1 送受信装置			工事設計書並びに申込設備の操作及び 保守の方法を記載した書類のうち、既 に技術基準適合証明又は認証又は証明 を受けた特定無線設備と異なる部分に 係るもの
(1) 技術基準適合証明及び 認証及び証明を希望する電波の 型式及び周波数	回路方式、筐体の形 更を来さない場合に	· ·	

	(2) 技術基準適合証明及び 認証及び証明を希望する空中線 電力	空中線電力を低下させる場合であって、回路方式、筐体の形状及び寸法に変更を来さない場合に限る。ただし、電力増幅器を接続することによって空中線電力を切り換えることができるものを除く。	
	(3) 電子管、半導体製品、 部品及び材料	電波の型式、周波数、空中線電力又 は発振若しくは変調の方式に変更を 来すこととならない場合に限る。	
	(4) 回路又はプログラム	発振又は変調の方式に変更を来すこ ととならない場合に限る。	
2	附属装置		
	模写電送装置、印刷電信装置、 秘話装置、テレメータ付加装 置、変調信号処理装置等の符号 変換装置	副搬送周波数、最高変調周波数若しくは偏移周波数に変更を来すこととなる変更又は増設(新たに追加する場合を含む。)に限る。	

注 添付を要する書類当については、新旧を対照して記載すること。

技術基準適合証明の試験に係る抜き取り台数

申込台数	抜き取り台数
1~2	全数
3~25	2
26~50	3
51~90	5
91~100	8

技術基準適合証明証書

証	明		を	受	()	+	た	者	
特	定	無	線	設	備	の	種	別	
電源	皮の∄	型式	、周	波数	及び	空	中線電	電力	
型	Ī	弌	又		は	1	Ż	称	
販		売		業		者		名	
製		•	造		番	Ť		号	
証			明		番	Ť		号	
証	明	を	. [た	年	月	日	
備								考	•

上記のとおり、電波法第38条の6第1項の規定に基づく技術基準適合証明を行ったものであることを証する。

年 月 日

インターテックジャパン株式会社 印

年 月 日

殿

インターテックジャパン株式会社

技術基準適合証明拒否通知書

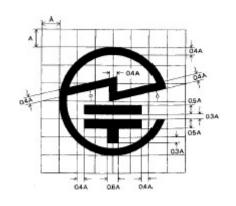
年 月 日付申込に係る下記1の特定無線設備は、下記2の理由により技術基準適合証明を行うことを拒否しますので通知します。

記

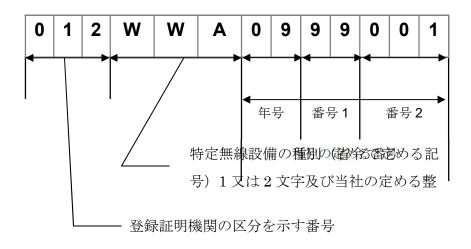
- 1 特定無線設備の内容
- (1)特定無線設備の種別
- (2) 電波の型式、周波数及び空中線電力
- (3)型式又は名称
- (4)製造番号
- 2 拒否の理由

1 証明ラベルの様式

表示する事項は、次の様式の表示及び様式の表示に付加する記号並びに技術基準適合証明番号とは認証番号とする。



- (1) マークの大きさは、識別可能であること。
- (2) 材料は、容易に損傷しないものであること。
- (3) 技術基準適合証明番号又は認証番号は第2項 又は第3項のとおりであること。
- (4) 地色は、適宜とすること。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。
- (5) 様式の表示に付加する記号は限とすること。
- 2 技術基準適合証明番号
- (1) 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関の区別を表す012とし、これに続く1又は2文字は無線設備の種別に従い、次表以降に定める省令で定める記号及び当社で定める整理記号とする。
- (2) 記号に続く番号は、当社が定める7桁の数字とする。最初の2文字は技術基準適合 証明を受けた年号(西暦年数の10位以下の数字で2桁)とし、それに続く2桁の番号(番 号1)は、申請の通し番号とする。
- (3) (2) の2桁の番号(番号1)に続く3桁の番号(番号2)は、無線設備毎に異なる 一連番号で、001から100まで順を追って発行する。



頁30 (総頁148)

3 工事設計認証番号

- (1) 認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関の区別を表す012 とし、これに続く4文字目は「- (ハイフン)」とし、5文字目から10文字目までは一の 認証工事設計ごとに当社の定める番号とする。
- (2) 「- (ハイフン)」に続く番号は、当社が定める6 桁の数字とする。最初の2 文字は認証を受けた年号(西暦年数の1 0 位以下の数字で2 桁)とし、それに続く4 桁の番号は、申込を受理した際に発行するランダムな番号とする。(注)



- (3) 異なる認証工事設計に基づく二以上の特定無線設備により一の無線設備を構成するものの申し込みを受けた場合は、当該一の無線設備に対して同一の工事設計認証番号を発行することができる。
- (4) 既に認証を受けている特定無線設備についての申し込みを受けた場合は情報通信認証連絡会(ICCJ)による「同一認証番号とする場合のガイドライン」の最新版(総務省電波利用ホームページ内、情報通信認証連絡会(ICCJ)ウェブページに掲示)に掲げる条件の下、変更前の工事設計認証番号を発行することができる。

(1) 省令で定める記号及び当社の定める整理記号(法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備)

				記号				
無線設備の種別	証明規則 第2条第1項	証明様 明様 7号 に 規 る記号	証明設備の方式、周波数帯、用途等の区分			当社の定 める整理 記号		
市民ラジオ	第3号 O		AA					
コードレス電話	第7号	L				AA		
					315MHz 帯	UA		
				タ用、テレコン		WB		
			トロール用、データ伝送 920MHz 帯					
				1200MHz 帯				
			無線呼出	無線呼出用 70MHz D型				
				70MHz D 型				
			ラジオマ・	ラジオマイク用 300MHz C型				
				800MHz B 型				
			無線電話用			GA		
林 春北震大概四	MT 0 P		医療用テ	レメータ用		HA		
特定小電力機器	第8号	Y		医療用テレメータ用 体内植込型医療用データ伝送及び体内植込 型医療用遠隔計測用				
				920MHz 帯 移動体 識別用 2400MHz 帯(H 方式のもの)				
			移動体 識別用					
				2400MHz 带	(FH 方式以外)	JB		
			国際輸送用データ伝送設備、国際輸送用データ制御設備用		IA			
			ミリ波レ-	ーダー		KA		
			補聴援助/	用ラジオマイク	,	LA		
			作業連絡	 用		OA		
			音声アシ	ストシステム		PA		

			移動体検知センサー	10GHz	QA
				24GHz	RA
			動物検知通報システム用		YA
小電力セキュリティ	第 13 号	AZ			Α
2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム	第 19 号	WW			Α
2.4GHz 帯小電力データ通信システム	第 19 号の 2	GZ			Α
2.4GHz 帯小電力データ通信システム (屋外で使用する模型飛行機の無線操縦用)	第 19 号の 2 の 2	UV	周波数範囲: 2,400MHz	~2483.5MHz	А
2.4GHz 帯小電カデータ通信システム (屋外で使用する模型飛行機の無線操縦用)	第 19 号の 2 の 3	VV	周波数範囲: 2471MHz	~2497MHz	Α
5GHz 帯小電力データ通信システム	第 19 号の 3	XW	(W52, W53)		Α
5GHz 帯屋外型小電カデータ通信システム	第 19 号の 3 の 2	YW	(W56)		Α
5GHz 帯小電力データ通信システム	第 19 号の 3 の 3	HS	(W52 or W53) & W56 を同時	送信するもの	Α
準ミリ波帯小電力データ通信システム	第 19 号の 4	НХ			Α
60GHz 帯小電カデータ通信システム	第 19 号の 4 の 2	WU	空中線電力:10mW	/以上	Α
60GHz 帯小電カデータ通信システム	第 19 号の 4 の 3	WV	空中線電力:10mW	/ 以下	Α
5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局および携帯局	第 19 号の 11	FV	空中線電力: 10mW	/ 以下	А
時分割多元接続方式 狭帯域デジタルコードレス電話	第 21 号	IZ			A
時分割多元接続方式 広帯域デジタルコードレス電話	第 21 号の 2	AT	DECT		A
時分割・直交周波数分割多元接続方式 デジタルコードレス電話	第 21 号の 3	ВТ	sPHS		A
PHS 陸上移動局	第 22 号	JX			Α
狭域通信システム用陸上移動局	第 32 号	CY			Α
狭域通信システム用試験局	第 33 号の 2	FX			Α
超広帯域無線システム	第 47 号	UW			В
超広帯域無線システム(UWB レーダー)	第 47 号の 2	VU			Α
700MHz 帯高度道路交通システム用陸上移動局	第 64 号	XT			Α

(2) 省令で定める記号及び当社の定める整理記号(法第38条の2**の2**第1項第2号に定める特定無線設備)

無線設備の種別	証明規則 第 2 条第 1 項	記号		
		証明規 明様式 第7規 に する記 令記	証明設備の方式、周波数帯、用途等の区分	当社の定 める整理 記号
MCA(陸上移動局)	第 1 号の 4	М	設備規則第 49 条の 7 "本文" に規定する無 線設備(800MHz 帯)	AA
		N	設備規則第 49 条の 7 "但し書き" に規定する無線設備(800MHz 帯)	AA
Ku 帯 VSAT 地球局	第9号	V		AA
Ka 帯 VSAT 地球局	第9号の2	sw		Α
携帯無線通信用中継局	第 10 号	VT	陸上移動局(小電カレピータ)	Α
W-CDMA 方式 携帯無線通信用陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く)	第 11 号の 3	XY		A
CDMA2000 方式携帯無線通信用陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く)	第 11 号の 4	ZY		А
W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く)	第 11 号の 7	MW		A
CDMA2000(1x EV-DO)方式 携帯無線通信用陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く)	第 11 号の 8	NX		A
CDMA2000(3x EV-DO)方式 携帯無線通信用陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く)	第 11 号の 8 の 2	XU		A
TD-CDMA 方式 携帯無線通信用陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く)	第 11 号の 11	OW		A
TD-SCDMA 方式 携帯無線通信用陸上移動局	第 11 号の 12	PW		А
TD-OFDMA(次世代 PHS)方式 携帯無線通信用陸上移動局	第 11 号の 15	DU		А

TD-FDMA(MBTDD 625k) 方式 携帯無線通信用陸上移動局	第 11 号の 17	FU		А
SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用陸上移動局	第 11 号の 19	HU		A
SC-FDMA(TD-LTE)方式 携帯無線通信用陸上移動局	第 11 号の 21	JU		А
SC-FDMA(TD-LTE)方式 携帯無線通信用陸上移動局(中継)	第 11 号の 21 の 2	JU		A
OFDMA(FD-UMB)方式 携帯無線通信用陸上移動局	第 11 号の 23	LU		A
OFDMA(モバイル WiMAX)方式 携帯無線通信用陸上移動局	第 11 号の 25	NU		A
OFDMA(TD-UMB)方式 携帯無線通信用陸上移動局	第 11 号の 26	OU		A
携帯移動衛星データ通信用地球局(対地静止) (オムニトラックス)	第 14 号	BZ		A
携帯移動衛星データ通信用地球局 (非静止) (オーブコム)	第 14 号の 2	AY		A
加入者系多方向用移動局	第 15 号の 2	LY		A
5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局	第 19 号の 9	DV		A
5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局 (0.2 マイクロワット以下)	第 19 号の 10	EV		A
800MHz 帯デジタル MCA(陸上移動局)	第 20 号の 2	VX		A
携帯移動衛星通信用地球局 (対地静止)(N-STAR)	第 28 号	TZ		A
携帯移動衛星通信用地球局 (非静止) (イリジウム)	第 28 号の 2	BY		A
スラーヤ衛星携帯移動地球局	第 28 号の 2 の 2	GS		A
インマルサット携帯移動地球局	第 30 号	VZ		A
ESV 携帯移動地球局	第 30 号の 2	LW	船上地球局	А
ヘリサット携帯移動地球局	第 30 号の 3	ОТ		A
			T. Control of the Con	1
ルーラル加入者無線	第 31 号	WZ		А

デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第 49 条の 15 の 2 第 1 項)	第 39 号	AW		A
航空移動衛星通信システム	第 46 号	HW		Α
WiMAX 用陸上移動局	第 51 号	IV	直高周波数分割多元接続方式	Α
AXGP, TD-LTE 用陸上移動局	第 54 号	LV	時分割・直高周波数分割多元接続方式	Α

(3) 省令で定める記号及び当社の定める整理記号

(法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備)

		記号					
無線設備の種別	証明規則 第2条第1項	証規様第号規す省記明則式7に定る令号	証明設備の方式、周波数帯、用途等の区分	当社の定 める整理 記号			
MCA(指令局)	第 1 号の 4	M	設備規則第 49 条の7"本文"に規定する 無線設備(800MHz 帯)	CA			
		N	設備規則第 49 条の7"但し書き"に規定する無線設備(800MHz 帯)	CA			
SSB	第 1 号の 9	S		AA			
デジタル	第 1 号の 10	D		AA			
F3E 等	第 1 号の 11	F	400MHz 帯	AA			
			150MHz 帯	ВА			
			60MHz 帯	CA			
			その他の周波数	DA			
特定ラジオマイク	第 1 号の 12	В		AA			
			470 – 714 MHz, 1240 – 1260MHz	CA			
			イヤー・モニター用	ВА			
			イヤー・モニター用 470 – 714 MHz, 1240 – 1260MHz	DA			
デジタル特定ラジオマイク	第 1 号の 12 の 2	CU		А			
			470 – 714 MHz, 1240 – 1260MHz	В			
海上用 DSB	第 1 号の 13	OY		Α			
SSB	第 1 号の 14	PY		Α			
F3E 等	第 1 号の 15	QY		Α			
無線標定	第2号	Q		AA			
ラジオ・ブイ	第2号の2	RY		Α			
	1			1			

頁37 (総頁148)

気象援助局	第3号の2	SY		Α
パーソナル	第4号	U		AA
簡易無線	第 4 号の 2	TY	150MHz 帯	Α
無線操縦用簡易無線	第 4 号の 4	UY		Α
デジタル簡易無線	第 4 号の 5	SV	150MHz 帯及び 400MHz 帯	Α
デジタル簡易無線 (キャリアセンス機能を備えているもの)	第 4 号の 6	TV	150MHz 帯及び 400MHz 帯	Α
簡易無線(移動体識別用)	第 4 号の 7	ZT	920MHz 帯	Α
50GHz 帯 CR(簡易無線)	第5号	С		AA
構内無線	第6号	AS	1200MHz 帯の周波数の電波を使用するもの(テレメータ・テレコントロール・データ伝送用)	BA
			2450MHz 帯の周波数の電波を使用するものの内、周波数ホッピング以外の方式のもの(移動体識別用)	DA
			920MHz 帯の周波数の電波を使用するもの (設備規則第 49 条の 9 第 1 号ニただし書 きに該当するもの) (移動体識別用)	F
920MHz 帯構内無線 (キャリアセンス機能を備えているもの)	第6号の2	BS		Α
2450MHz 帯構内無線 (周波数ホッピング方式を用いるもの)	第6号の3	CS		А
携帯無線通信用中継局	第 10 号	VT	陸上移動中継局	В
W-CDMA 方式 携带無線通信用基地局等	第 11 号の 5	AX		Α
CDMA2000 方式 携带無線通信用基地局等	第 11 号の 6	ВХ		Α
W-CDMA 方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局	第 11 号の 6 の 2	XV		Α
CDMA2000 方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局	第 11 号の 6 の 3	ZV		Α
W-CDMA 方式 携帯無線通信用屋内基地局等	第 11 号の 6 の 4	ET		Α
CDMA2000 方式 携帯無線通信用屋内基地局	第 11 号の 6 の 5	FT		Α

W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 9	NW	Α
CDMA2000(1x EV-DO)方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 10	PX	A
W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局	第 11 号の 10 の 2	AU	Α
CDMA2000(1x EV-DO)方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局	第 11 号の 10 の 3	BU	Α
W-CDMA (HSPA)方式 携帯無線通信用屋内基地局	第 11 号の 10 の 4	GT	Α
CDMA2000 (1x EV-DO)方式 携帯無線通信用屋内基地局	第 11 号の 10 の 5	НТ	Α
TD-CDMA 方式 携带無線通信用基地局等	第 11 号の 13	QW	A
TD-SCDMA 方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 14	RW	Α
TD-OFDMA 方式(次世代 PHS)方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 16	EU	Α
TD-FDMA 方式(MBTDD 625k)方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 18	GU	Α
SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 20	IU	Α
SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局	第 11 号の 20 の 2	IT	Α
SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用基地局	第 11 号の 20 の 3	JT	Α
SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 22	KU	Α
SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局	第 11 号の 23	JS	Α
SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用屋内基地局等	第 11 号の 24	KS	A
OFDMA(モバイル WiMAX)方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 27	PU	A
OFDMA(TD-UMB)方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 28	QU	A
アマチュア無線	第 12 号	К	AA

加入者系多方向用基地局	第 15 号	KY	Α
加入者系対向用移動局	第 15 号の 3	MY	Α
テレメータ用等の固定局	第 16 号	DZ	Α
非常警報用固定局	第 17 号	EZ	Α
22GHz 帯固定局	第 18 号	FZ	Α
5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局	第 19 号の 5	ZW	А
5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局 (0.2 マイクロワット以下)	第 19 号の 6	AV	A
5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局	第 19 号の 7	BV	Α
5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局(0.2 マイクロワット以下)	第 19 号の 8	CV	Α
800MHz 帯デジタル MCA(デジタル指令局)	第 20 号の 2	VX	Α
PHS 基地局	第 23 号	кх	Α
PHS 中継局	第 23 号の 2	LX	Α
PHS 試験局	第 23 号の 3	MX	Α
38GHz 帯固定局	第 24 号	LZ	Α
RZSSB	第 25 号	RN	А
周波数自動選択 RZSSB	第 25 号の 2	RO	Α
周波数追従 RZSSB	第 25 号の 3	RP	Α
	第 25 号の 4	QV	Α
周波数自動選択狭帯域デジタル	第 25 号の 5	DO	Α
周波数追従狭帯域デジタル	第 25 号の 6	DP	А
車両感知用無線標定陸上局	第 26 号	NZ	Α
道路交通情報ビーコン	第 27 号	PZ	Α
設備規則第 48 条第 1 項のレーダー (第 3 種レーダー)	第 28 号の 3	VY	А
設備規則第 48 条第 4 項のレーダー (第 4 種レーダー)	第 29 号	UZ	Α
60GHz 帯高速無線回線用基地局	第 31 号の 2	CX	Α

60GHz 带高速無線回線用対向陸上移動局	第 31 号の 4	EX		Α
80GHz 带高速無線回線用陸上移動局	第 31 号の 5	UT		Α
狭域通信システム用基地局	第 33 号	DY		Α
市町村デジタル防災無線通信用固定局	第 38 号	GX		Α
デジタル空港無線通信用陸上移動局	第 40 号	BW		
(設備規則第 49 条の 15 の 2 第 1 項及び第 2 項)				Α
18GHz 帯基地局等	第 41 号	CW		A
(周波数分割複信方式又は時分割複信方式)				^
18GHz 帯陸上移動局(4 相位相変調方式)	第 42 号	DW		Α
18GHz 帯基地局・陸上移動中継局	第 43 号	EW		Α
18GHz 帯電気通信業務用固定局	第 44 号	FW		Α
1500MHz 帯電気通信業務用固定局	第 48 号	VW		A
WiMAX 用基地局等	第 49 号	GV	直高周波分割多元接続方式	Α
WiMAX 用フェムトセル基地局	第 52 号の 2	KT		Α
WiMAX 用屋内基地局	第 52 号の 3	LT		Α
AXGP, TD-LTE 用基地局等	第 53 号	KV	時分割・直高周波数分割多元接続方式	Α
AXGP 用, TD-LTE 用フェムトセル基地局	第 54 号の 2	MT		Α
AXGP, TD-LTE 用屋内基地局	第 54 号の 3	NT		Α
地上デジタルテレビジョン放送用ギャップフィ ラー	第 57 号	OV	他の放送局の放送番組を中断する方法のみによる放送をおこなうための無線設備	Α
地上デジタルテレビジョン放送用ギャップフィ ラー(CATV網等接続型)	第 57 号の 2	UU	受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る	А
エリア放送を行う地上一般放送局	第 57 号の 3	DS		Α
ラジオ放送用ギャップフィラー	第 57 号の 4	GF		Α
簡易型船舶自動識別装置	第 58 号	RU		Α

簡易型国際 VHF(25W 以下)	第 59 号	SU	А
簡易型国際 VHF(5W 以下)	第 60 号	TU	A
200MHz 帯広帯域移動無線通信用基地局	第 61 号	ZU	A
	第 62 号	СТ	A
700MHz 帯高度道路交通システム用基地局	第 63 号	WT	A
23GHz 帯陸上移動局	第 65 号	FS	A
	第 66 号	ES	A
11GHz 又は 15GHz 帯固定局	第 67 号	LS	A
携帯用位置指示無線標識	第 68 号	TI	A
6.5GHz 又は 7.5GHz 帯可搬型システム	第 69 号	YU	A
GGHz 帯電気通信業務用固定局	第 70 号	YS	A
6.5GHz 又は 7.5GHz 帯固定局	第 71 号	YT	A

別紙9

工事設計認証申込書

年 月 日

インターテックジャパン株式会社 殿

(1) 申込者			
	本社所在地	:	
	名称	:	
	代表者役職	·	
	氏名	:	Ø
(2) 申込責任	首		
	住所	Ī.	
	役職	:	
	氏名	:	(I)

下記のとおり電波法第38条の24の規定による特定無線設備の工事設計についての認証を 受けたいので、同意書を添えて申し込みます。

なお、申込書類に記載されている内容については、申込者が貴社に対し最終的な責任を負います。

申込内容

申込区分	新規	変更申請 (同番)
		変更申請 (異番)
特定無線設備の種別		
特定無線設備の型式又は名称		
備考		

別紙 1 O

工事設計認証業務申込同意書

インターテックジャパン株式会社を甲とし、電波法第38条の24に規定する特定無線設備の工事設計についての認証の申し込み者を乙として、甲と乙とは、以下の約定により工事設計認証業務の申込に関し同意します。

第1条(適用)

本同意書は、乙が甲に申込を行うことにより、甲が乙に対して提供する特定無線設備の工事設計認証(以下「認証」という)の業務に適用するものとします。

第2条(本同意書の有効期限)

本同意書の有効期限は、乙が本同意書に押印またはサインをおこなった日から認証を行った日までとします。ただし、本同意書第7条に定める秘密保持に関しては、別途定めるものとします。また、第8条に定める責任制限に関しては、本条の有効期限を適用しないものとします。

第3条(工事設計認証申込書)

- 1 本同意書と同時に乙が提出する工事設計認証申込書(以下「申込書」という)は、申込を行う特定無線設備毎に乙が甲に 提出するものとし、申込の全部に対して乙が責任を負うものとします。
- 2 乙が申込書に記載した事項に変更が生じた場合は遅滞なく甲に届出を行うものとします。

第4条(工事設計認証申込書類)

- 1 乙が申込書と同時に甲に提出する工事設計認証申込書類(以下「申込書類」という)の記載事項は、乙が全ての責任を負 うものとします。
- 2 乙が提出した申込書類に関し、甲がその一部または全部に疑義があると判断した場合は、その旨を乙に通知した上で修正を行った申込書類の提出を求めることが出来るものとします。

第5条(試験結果報告書)

- 1 乙が申込書類の一部として甲に提出する試験結果報告書の記載内容は、乙が全ての責任を負うものとします。
- 2 乙が提出した試験結果報告書に関し、甲がその一部または全部に疑義があると判断した場合は、その旨を乙に通知した上で申込設備の提出を受け、甲がその試験を行うことを乙は拒まないものとします。

第6条(審査)

甲は乙が申込書類を添えて提出を行った申込書を受理したときは、甲が別に発行する業務規程に基づき速やかに審査を行うものとします。

第7条(秘密保持)

- 1 甲は乙が提出する申込書類の内容及び申込に関連する情報等の業務上知り得た乙特有の技術、財務、生産、営業等の内容 について、その機密の保持を行う義務を負います。
- 2 甲は、甲の管轄官庁である総務省からの依頼に基づき、申込書類の内容を開示する必要が生じた場合は、乙に事前にその 旨を通知し、申込書類の内容を必要最小限の範囲内で総務省に開示することができるものとします。
- 3 申込書類の内容に関する秘密の保持期間は、乙が本同意書に押印またはサインをおこなった日から1年間とします。ただしこの期間を書面通知により延長することを甲は拒まないものとします。

第8条(責任制限)

1 乙が甲に提出した申込書類の記載内容に虚偽の事実があった場合は、甲はその一切の責任を負いません。

- 2 甲が認証を行った後、乙が認証を受けた設備の回路、構成等に変更、追加または削除を行い、甲が認証の事実と同一では ないと認める場合は、甲はその一切の責任を負いません。
- 3 甲が認証を行った際に乙に対して提示した条件を、乙が認証を受けた設備に反映させなかったことにより起因する不具合 に関しては、甲はその一切の責任を負いません。
- 4 申込設備は空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができない(容易に改造することができない)構造であることを宣言します。

ただし、申込設備が証明規則 2 条 1 項 19 号、2 条 1 項 19 号の 2、2 条 1 項 19 号の 3、2 条 1 項 19 号の 3の2 及び2 条 1 項 19 号の 11 の無線設備の場合に限る。

第9条(管轄裁判所)

本同意書に関する訴訟については、横浜地方裁判所をもって合意の管轄裁判所とします。

第10条(協議)

本同意書に定めのない事項及び本同意書の各条項に疑義が生じたときは、甲、乙協議し信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとします。本同意書の締結を証して乙が署名(記名)押印した本同意書の原本を申込書に添えて甲に提出するものとします。

甲: 住所 〒 108-0022 東京都港区海岸 3-18-1

インターテックジャパン株式会社

代表取締役社長 木村 朋聡

乙: 住所

₹

会社名

申込者 会社名:

された方] 役職:

日付

別紙11

インターテックジャパン株式会社

受付確認通知書

下記の特定無線設備について、受け付けましたことを通知します。

申 込 者 特定無線設備の種別	
性中無絶乳件の種別	
付た無砂は哺り作り	
型式又は名称	
販 売 業 者	
受 付 番 号	
通知年月日	
備考	

本受付確認通知書は、申込書の受理を申込者に通知するものです。下記の場合、本通知書に関わらず、認証を行うことは出来ません。

また、受付番号は審査の過程において変更になる場合があります。

- 1. 当該申込に対し認証を拒否する場合
- 2. 申込を受理した日から起算して30日を経過し、かつ、以下の各号のいずれかに該当する場合であって、申込者に対し申込の取下げを求める場合
 - 申込の受理を行った日から30日以内に手数料の納付がなかったとき。
 - 証明規則第17条の規定に基づく追加の書類又は設備の提出を求めた日から20日以内に提出がなかったとき。
 - 証明規則第17条の規定による書類に不備があり、その補正を求めた日から20日以内に補正のための措置をとらなかったとき。

認証の通知は原則として申込を受理した日から7日(会社の定める休日の期間を除く)以内に行います。ただし、以下のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

- 手数料の収納が確認されなかったとき。
- 審査の過程において追加の書類又は設備の提出を求めたとき。
- 証明規則第17条の規定による書類に不備があったとき。

別紙12

認証書

認	証	;	を	受	(-	t	た	者
特	定	無	線	設	備	の	種	別
電源	支の型	式、	、周	波数	、 で で で で で で で で で で で り で り に り に り に り	空空	中線官	電力
型	左	<u>.</u>	又		は	1	Ż	称
販		売		業		者		名
認		į	証		番	Í		号
認	証	を	l	_	t:	年	月	日
備								考

上記のとおり、電波法第38条の24第1項の規定に基づく認証を行ったものであることを証する。

年 月 日

インターテックジャパン株式会社 印

別紙13

年 月 日

殿

インターテックジャパン株式会社

認証拒否通知書

年 月 日付申込に係る下記1の工事設計は、下記2の理由により認証を行うことを拒否しますので通知します。

記

- 1 工事設計の内容
- (1)特定無線設備の種別
- (2) 電波の型式、周波数及び空中線電力
- (3)型式又は名称
- 2 拒否の理由

別紙14 技術基準適合証明及び無線設備の工事設計についての認証手数料

- 1. 特定無線設備の技術基準適合証明手数料
- 1-1. 技術基準適合証明手数料(申込設備を提出する場合)(注1)
- 1-1-1. 免許不要局(法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種別	略称	証明手数料				
			証明手数料 (100 台まで)	特性試験 (最初の1 台目)	特性試験 2 台目以降 (1 台当り)	証明ラベル 費用 (1 枚当り)
第 2 条第 1 項 第 3 号	市民ラジオ			190,000	95,000	
第 2 条第 1 項 第 7 号	コードレス電話 (注3)	親機	-	190,000	95,000	
第1号 (注3)	(120)	子機	-	190,000	95,000	
第 2 条第 1 項 第 8 号	特定小電力機器 (注2)	13GHz 未満	-	190,000	95,000	
31.0.1	(112)	13GHz 以上		450,000	225,000	
第2条第1項 第13号	小電力セキュリティ			190,000	95,000	
第2条第1項 第19号	2. 4GHz 帯高度化小電力データ通信システム			190,000	95,000	
第2条第1項 第19号の2	2. 4GHz 帯小電カデータ通信		190,000	95,000		
第2条第1項 第19号の2の2	2. 4GHz 帯小電力データ通信システム (模型飛行機用、2400~2483. 5MHz)		66,000	190,000	95,000	700
第2条第1項 第19号の2の3	2.4GHz 帯小電カデータ通信 (模型飛行機用、2471~2			190,000	95,000	
第2条第1項 第19号の3	5GHz 帯小電力データ通信シ	ステム		190,000	95,000	
第2条第1項 第19号の3の2	5GHz 帯屋外型小電力データ通信システム			190,000	95,000	
第2条第1項 第19号の3の3	5GHz 帯小電力データ通信システム			190,000	95,000	
第2条第1項 第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム			450,000	225,000	
第2条第1項 第19号の4の2	60GHz 帯小電力データ通信シ	ンステム		450,000	225,000	
						l

			1			1
第2条第1項	60GHz 帯小電力データ通信シ	ステム		450,000	225,000	
第 19 号の 4 の 3						
第 2 条第 1 項	↓ │ 5GHz 帯無線アクセスシステ♪		190,000	95,000	1	
第 19 号の 11	陸上移動局及び携帯局			100,000	00,000	
第2条第1項	時分割多元接続方式狭帯域	親機		280,000	140,000	
第 21 号	デジタルコードレス電話	14k	_	222.000	1.10.000	-
	(注3)	子機		280,000	140,000	
 第 2 条第 1 項	 時分割多元接続方式広帯域	 親機	-	280,000	140,000	-
第 21 号の 2	デジタルコードレス電話	190 180		200,000	140,000	
	(注3)	子機	1	280,000	140,000	-
				,		_
第2条第1項	時分割・直交周波数分割多	親機	66,000	280,000	140,000	700
第 21 号の 3	元接続方式デジタルコード	→ 144	-	222.222		_
	レス電話 (注3)	子機		280,000	140,000	
 第 2 条第 1 項	PHS 陸上移動局		-	280,000	140,000	-
第 22 号	1110 怪工!9幼儿			200,000	140,000	
]
第2条第1項	狭域通信システム用 陸上移	多動局		190,000	95,000	
第 32 号						
第2条第1項	狭域通信システム用 試験局		+	190,000	95,000	-
第 2 末第 1 項 第 33 号の 2				190,000	<i>9</i> 5,000	
3200 207						
第2条第1項	超広帯域無線システム		1	280,000	140,000]
第 47 号						

1-1-1. 続き 免許不要局(法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備)

種別	略称		証明手数料		
		証明手数料 (100 台まで)	特性試験 (最初の 1 台目)	特性試験 2 台目以降 (1 台当り)	証明ラベル 費用 (1 枚当り)
第2条第1項 第47号の2	超広帯域無線システム(UWB レーダー)	66,000	450,000	225,000	700
第 2 条第 1 項 第 64 号	700MHz 帯高度道路交通システム用 陸上移動局	66,000	190,000	95,000	700
第 2 条第 1 項 第 75 号	5. 2GHz 帯高度道路交通システム用 陸上移動局	66,000	190,000	95,000	700

注1: 技術基準適合証明の最大証明数は 100 台です。

手数料算定式: 証明手数料=証明手数料+無線設備のサンプル数分の特性試験料金+証明台数分のラベル費用

注2: $13{
m GHz}$ 以上: 「移動体検知センサー」、「ミリ波レーダー」が該当します。 その他の設備は $13{
m GHz}$ 未満の無線設備となります。

注3: 「コードレス電話」または「デジタルコードレス電話」の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の証明手数料及び特性試験料金は半額となります。

1-1-2. 包括免許局(法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種別略称	略称	証明手数料				
	証明手数料 (100 台まで)	特性試験 (最初の1 台目)	特性試験 2 台目以降 (1 台当り)	証明ラベル 費用 (1 枚当り)		
第2条第1項 第1号の4	MCA 陸上移動局		190,000	95,000		
第 2 条第 1 項 第 9 号	Ku 帯 VSAT 地球局		450,000	225,000		
第2条第1項 第9号の2	Ka 帯 VSAT 地球局		450,000	225,000		
第 2 条第 1 項 第 10 号	携帯無線通信用 中継局		450,000	225,000		
第2条第1項 第10号の2	携帯無線通信用 中継局		450,000	225,000		
第2条第1項 第11号の3	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局		280,000	140,000		
第2条第1項 第11号の4	CDMA2000 方式 携帯無線通信用 陸上移動局		280,000	140,000		
第2条第1項 第11号の7	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	99,000	280,000	140,000	700	
第2条第1項 第11号の8	CDMA2000(1xEV-D0)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	66,000	280,000	140,000	700	
第2条第1項 第11号の8の2	CDMA2000(3xEV-D0)方式 携帯無線通信用 陸上移動局		280,000	140,000		
第2条第1項 第11号の11	TD-CDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局		280,000	140,000		
第2条第1項 第11号の12	TD-SCDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局		280,000	140,000		
第2条第1項 第11号の15	TD-OFDMA 方式(次世代 PHS)方式 携帯無線通信用 陸上移動局		280,000	140,000		
第2条第1項 第11号の17	TD-FDMA 方式(MBTDD 625k)方式 携帯無線通信用 陸上移動局		280,000	140,000		
第2条第1項 第11号の19	SC-FDMA(FDD 方式)(LTE-FDD)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	-	280,000	140,000		
第2条第1項 第11号の19の2	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局 (NB-IoT)		280,000	140,000		

種別略	略称		数料		
		証明手数料 (100 台まで)	特性試験 (最初の1 台目)	特性試験 2 台目以降 (1 台当り)	証明ラベル 費用 (1 枚当り)
第2条第1項 第11号の19の3	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局(eMTC)		280,000	140,000	
第2条第1項 第11号の21	SC-FDMA(TDD-LT)方式 携帯無線通信用 陸上移動局		280,000	140,000	
第2条第1項 第11号の21の2	SC-FDMA(TD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局(中継)		280,000	140,000	
第2条第1項 第11号の25	OFDMA(モバイル Wi MAX)方式 携帯無線通信用 陸上移動局		280,000	140,000	
第2条第1項 第11号の26	OFDMA(TD-UMB)方式 携帯無線通信用 陸上移動局		280,000	140,000	
第2条第1項 第11号の30	第5世代移動通信システム用 陸上移動局		420,000	210,000	
第 2 条第 1 項 第 14 号	携帯移動衛星データ通信用地球局 (対地静止) (オムニトラック)		450,000	225,000	
第2条第1項 第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局 (非静止) (オーブコム)	-	280,000	140,000	
第2条第1項 第15号の2	加入者系多方向用移動局	66,000	450,000	225,000	700
第2条第1項 第19号の9	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局および携帯局		220,000	110,000	
第2条第1項 第19号の10	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局(0.2 マイクロワット以下)		220,000	110,000	
第2条第1項 第20号の2	800MHz 帯デジタル MCA (陸上移動局)		190,000	95,000	
第2条第1項 第25号の2	周波数自動選択 RZSSB		220,000	110,000	
第2条第1項 第25号の3	周波数自動選択 RZSSB	1	220,000	110,000	
第2条第1項 第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル	-	220,000	110,000	
第2条第1項 第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル	-	220,000	110,000	

1-1-2. 続き 包括免許局(法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備)

種別	略称				
		証明手数料 (100 台まで)	特性試験(最 初の1台目)	特性試験 2 台目以降 (1 台当り)	証明ラベル 費用 (1 枚当り)
第 2 条第 1 項 第 28 号	携帯移動衛星通信用地球局 (対地静止)(N-STAR)		280,000	140,000	
第2条第1項 第28号の2	携帯移動衛星通信用地球局 (非静止) (イリジウム)		280,000	140,000	
第2条第1項 第28号の2の2	スラーヤ衛生携帯移動地球局		280,000	140,000	
第2条第1項 第28号の2の3	グローバルスター携帯移動地球局		450,000	225,000	
第2条第1項 第28号の2の4	ESIM 携帯移動地球局		450,000	225,000	
第 2 条第 1 項 第 30 号	インマルサット携帯移動地球局		280,000	140,000	
第2条第1項 第30号の2	ESV 携帯移動地球局	99.000	450,000	225,000	
第2条第1項 第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局	66,000	450,000	225,000	700
第 2 条第 1 項 第 31 号	ルーラル加入者無線		190,000	95,000	
第2条第1項 第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第 49 条の 15 の 2 第 1 項)		190,000	95,000	
第 2 条第 1 項 第 46 号	航空移動衛星通信システム		280,000	140,000	
第 2 条第 1 項 第 51 号	WiMAX 用陸上移動局		280,000	140,000	
第 2 条第 1 項 第 54 号	AXGP,TD-LTE 用陸上移動局		280,000	140,000	
第2条第1項 第54号の4	AXGP, TD-LTE 用 陸上移動局(eMTC)		280,000	140,000	

1-1-3. その他の無線局(法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備)円)

(単位:

	証明手数料			
	証明手数料 (100 台まで)	特性試験 (最初の1 台目)	特性試験 2 台目以降 (1 台当り)	証明ラベル 費用 (1 枚当り)
MCA (指令局)		220,000	110,000	
SSB		220,000	110,000	
デジタル		220,000	110,000	
F3E 等		220,000	110,000	-
特定ラジオマイク		220,000	110,000	
デジタル特定ラジオマイク		220,000	110,000	
海上用 DSB		220,000	110,000	
SSB	66,000	220,000	110,000	700
F3E 等		220,000	110,000	
無線標定		480,000	240,000	
ラジオ・ブイ		220,000	110,000	
気象援助局		220,000	110,000	
簡易無線		220,000	110,000	
無線操縦用簡易無線		220,000	110,000	
デジタル簡易無線		220,000	110,000	
	SSB デジタル F3E 等 特定ラジオマイク デジタル特定ラジオマイク 海上用 DSB SSB F3E 等 無線標定 ラジオ・ブイ 気象援助局 簡易無線 無線操縦用簡易無線	MCA (指令局) SSB デジタル F3E 等 特定ラジオマイク 海上用 DSB SSB SSB 66,000 F3E 等 無線標定 ラジオ・ブイ 気象援助局 簡易無線 無線操縦用簡易無線	MCA (指令局) 220,000 220,000 220,000 3SSB 220,000 220,000 220,000 3を 第定 第 220,000 3を	合目

種別	略称				
		証明手数料 (100 台まで)	特性試験 (最初の1 台目)	特性試験 2 台目以降 (1 台当り)	証明ラベル 費用 (1 枚当り)
第2条第1項 第4号の6	デジタル簡易無線 (キャリアセンス機能あり)		220,000	110,000	
第2条第1項 第4号の7	簡易無線		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項 第 5 号	50GHz 帯 CR (簡易無線)		480,000	240,000	
第2条第1項 第6号	構内無線		220,000	110,000	
第2条第1項 第6号の2	920MHz 帯構内無線 (キャリアセンス機能あり)		220,000	110,000	
第2条第1項 第6号の3	2450MHz 帯構内無線 (周波数ホッピング方式)		220,000	110,000	
第2条第1項 第10号	携帯無線通信用 中継局 (陸上移動中継局)		450,000	225,000	
第2条第1項 第10号の2	携帯無線通信用 中継局 (陸上移動中継局)		450,000	225,000	
第2条第1項 第11号の5	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 基地局等	66,000	310,000	155,000	700
第2条第1項 第11号の6	CDMA2000 方式 携帯無線通信用 基地局等		310,000	155,000	
第2条第1項第11号の6の2	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局		310,000	155,000	
第2条第1項第11号の6の3	CDMA2000 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局		310,000	155,000	
第2条第1項第11号の6の4	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 屋内基地局		310,000	155,000	
第2条第1項第11号の6の5	W-CDMA2000 方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局		310,000	155,000	
第2条第1項 第11号の9	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 基地局等		310,000	155,000	
第2条第1項 第11号の10	CDMA2000 (1xEV-D0) 方式 携帯無線通信用 基地局等		310,000	155,000	
第2条第1項 第11号の10の2	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局		310,000	155,000	

種別	略称	証明手数料				
		証明手数料 (100 台まで)	特性試験 (最初の1 台目)	特性試験 2 台目以降 (1 台当り)	証明ラベル 費用 (1 枚当り)	
第2条第1項 第11号の10の3	CDMA2000 (1x EV-D0) 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局		310,000	155,000		
第2条第1項 第11号の10の4	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 屋内基地局		310,000	155,000		
第2条第1項 第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式 携帯無線通信用 屋内基地局		310,000	155,000		
第2条第1項 第11号の13	TD-CDMA 方式 携帯無線通信用 基地局等		310,000	155,000		
第2条第1項 第11号の14	TD-SCDMA 方式 携帯無線通信用 基地局等		310,000	155,000		
第2条第1項 第11号の16	TD-OFDMA 方式(次世代 PHS)方式 携帯無線通信用 基地局等		310,000	155,000		
第2条第1項 第11号の18	TD-FDMA 方式 (MBTDD 625k)方式 携帯無線通信用 基地局等		310,000	155,000		
第2条第1項 第11号の20	SC-FDMA FD-LTE 方式 携帯無線通信用 基地局等		310,000	155,000		
第2条第1項 第11号の20の2	SC-FDA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局等	66,000	310,000	155,000	700	
第2条第1項 第11号の20の3	SC-FDA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局等		310,000	155,000		
第2条第1項 第11号の20の4	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等		310,000	155,000		
第2条第1項 第11号の20の5	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局		310,000	155,000		
第2条第1項 第11号の20の6	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局		310,000	155,000		
第2条第1項 第11号の22	SC-FDMA(TD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等		310,000	155,000		
第2条第1項 第11号の23	SC-FDMA(TD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局		310,000	155,000	_	
第2条第1項 第11号の24	SC-FDMA(TD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局等		310,000	155,000		
第2条第1項 第11号の27	OFDMA(モバイル Wi MAX)方式 携帯無線通信用 基地局等		310,000	155,000		

種別	略称	証明手数料			
		証明手数料 (100 台まで)	特性試験 (最初の1 台目)	特性試験 2 台目以降 (1 台当り)	証明ラベル 費用 (1 枚当り)
第2条第1項 第11号の28	OFDMA(TD-UMBD)方式 携帯無線通信用 基地局等		310,000	155,000	
第2条第1項 第11号の29	第5世代移動通信システム用 基地局等	66,000	420,000	210,000	700
第2条第1項 第11号の31	第5世代移動通信システム用 基地局等		480,000	240,000	

1-1-3.続き その他の無線局(法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備) (単位:円)

略称		手数料		
	証明手数料 (100 台まで)	特性試験 (最初の1 台目)	特性試験 2 台目以降 (1 台当り)	証明ラベル 費用 (1 枚当り)
アマチュア無線		310,000	155,000	
加入者系多方向用基地局		480,000	240,000	
加入者系対向用移動局		480,000	240,000	
テレメータ用等の固定局		220,000	110,000	
非常警報用固定局	66,000	220,000	110,000	700
22GHz 帯固定局	66,000	480,000	240,000	100
5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局		220,000	110,000	
5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局 (0.2 マイクロワット以下)		220,000	110,000	
5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局		220,000	110,000	
	アマチュア無線 加入者系多方向用基地局 加入者系対向用移動局 テレメータ用等の固定局 非常警報用固定局 22GHz 帯固定局 22GHz 帯固定局 5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局 5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局 (0.2 マイクロワット以下) 5GHz 帯無線アクセスシステム用	証明手数料 (100 台まで) アマチュア無線 加入者系多方向用基地局 加入者系対向用移動局 テレメータ用等の固定局 非常警報用固定局 22GHz 帯固定局 5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局 (0.2 マイクロワット以下) 5GHz 帯無線アクセスシステム用	 証明手数料 (100 台まで) 特性試験 (最初の 1 台目) アマチュア無線 310,000 加入者系多方向用基地局 480,000 デレメータ用等の固定局 220,000 非常警報用固定局 220,000 22GHz 帯固定局 480,000 5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局 (0.2 マイクロワット以下) 5GHz 帯無線アクセスシステム用 220,000 	記明手数料 (100 台まで) 特性試験 (最初の 1 台目) 特性試験 (最初の 1 台目) 155,000 155,000 155,000 155,000 160,000

種別	略称				
		証明手数料 (100 台まで)	特性試験 (最初の 1 台目)	特性試験 2 台目以降 (1 台当り)	証明ラベル 費用 (1 枚当り)
第2条第1項 第19号の8	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局(0.2 マイクロワット以下)		220,000	110,000	
第2条第1項 第20号の2	800MHz 帯デジタル MCA (デジタル指令局)		220,000	110,000	
第2条第1項 第23号	PHS 基地局	-	310,000	155,000	
第2条第1項 第23号の2	PHS 中継局		310,000	155,000	
第2条第1項 第23号の3	PHS 試験局		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項 第 24 号	38GHz 帯固定局		480,000	240,000	
第 2 条第 1 項 第 25 号	RZSSB		220,000	110,000	
第2条第1項 第25号の4	狭帯域デジタル		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項 第 26 号	車両感知用無線標定陸上局	66,000	480,000	240,000	700
第 2 条第 1 項 第 27 号	道路交通情報ビーコン		220,000	110,000	
第2条第1項 第28号の3	設備規則第 48 条第 1 項のレーダー (第 3 種レーダー)		220,000	110,000	
第2条第1項 第29号	設備規則第 48 条第 4 項のレーダー (第 4 種レーダー)		220,000	110,000	
第2条第1項 第31号の2	60GHz 帯高速無線回線用 基地局		480,000	240,000	-
第2条第1項 第31号の3	60GHz 帯高速無線回線用 多方向陸上移動局		450,000	225,000	
第2条第1項 第31号の4	60GHz 帯高速無線回線用 対向陸上移動局		480,000	240,000	-
第2条第1項 第31号の5	80GHz 帯高速無線回線用 陸上移動局		480,000	240,000	

1-1-3.続き その他の無線局(法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備) (単位:円)

種別	略称		証明書	証明手数料		
		証明手数料 (100 台まで)	特性試験 (最初の1台 目)	特性試験 2台目以降 (1台当り)	証明ラベル 費用 (1 枚当り)	
第 2 条第 1 項 第 33 号	狭域通信システム用基地局		220,000	110,000		
第 2 条第 1 項 第 38 号	市町村デジタル防災無線通信用固定局		220,000	110,000		
第 2 条第 1 項 第 40 号	デジタル空港無線通信用陸上移動局(周波 数分割複信方式又は時分割複信方式)		220,000	110,000		
第 2 条第 1 項 第 41 号	18GHz 帯基地局等 (周波数分割複信方式 又は時分割複信方式)		480,000	240,000		
第 2 条第 1 項第 42 号	18GHz 帯陸上移動局等 (4 相位相変調方式)		480,000	240,000		
第 2 条第 1 項 第 43 号	18GHz 帯基地局・陸上移動中継局		480,000	240,000		
第 2 条第 1 項 第 44 号	18GHz 帯電気通信業務用 固定局		480,000	240,000		
第 2 条第 1 項 第 48 号	1500MHz 帯電気通信業務用 固定局		310,000	155,000		
第 2 条第 1 項 第 49 号	WiMAX 用 基地局等	66,000	310,000	155,000	700	
第2条第1項 第52号の2	WiMAX 用 フェムトセル基地局		310,000	155,000		
第2条第1項 第52号の3	WiMAX 用 屋内小型基地局		310,000	155,000		
第 2 条第 1 項 第 53 号	AXGP, TD-LTE 用 基地局等		310,000	155,000		
第2条第1項 第54号の2	AXGP, TD-LTE 用 フェムトセル基地局		310,000	155,000		
第2条第1項 第54号の3	AXGP,TD-LTE 用 屋内小型基地局		310,000	155,000		
第2条第1項第57号	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィラー		310,000	155,000		
第2条第1項 第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィラー(CATV 網等接続型)		310,000	155,000		

1-1-3.続き その他の無線局(法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備) (単位:円)

種別	略称	証明手数料			
		証明手数料 (100 台まで)	特性試験 (最初の1台 目)	特性試験 2 台目以降 (1 台当り)	証明ラベル 費用 (1 枚当り)
第2条第1項 第57号の3	エリア放送をおこなう地上一般放送局		310,000	155,000	
第2条第1項 第57号の4	ラジオ放送用ギャップフィラー		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項 第 58 号	簡易型船舶自動識別装置		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項 第 59 号	簡易型国際 VHF (25W 以下)		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項 第 60 号	簡易型国際 VHF (5W 以下)		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項 第 61 号	200MHz 帯広帯域移動無線通信用 基地局		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項 第 62 号	200MHz 帯広帯域移動無線通信用 陸上基地局		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項 第 63 号	700MHz 帯高度道路交通システム用 基地局		310,000	155,000	
第 2 条第 1 項 第 65 号	23GHz 帯陸上移動局	66,000	480,000	240,000	700
第 2 条第 1 項 第 66 号	23GHz 帯固定局		480,000	240,000	
第 2 条第 1 項 第 67 号	11GHz 又は 15GHz 帯固定局		480,000	240,000	
第 2 条第 1 項 第 68 号	携帯用位置指示無線標識		280,000	140,000	
第2条第1項第69号	6. 5GHz 又は 7. 5GHz 帯可搬型システム		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項第 70 号	6GHz 帯電気通信業務用固定局		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項 第 71 号	6. 5GHz 又は 7. 5GHz 帯固定局		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項 第 72 号	無人移動体画像伝送システム		220,000	110,000	

種別	略称	証明手数料			
		証明手数料 (100 台まで)	特性試験 (最初の1台 目)	特性試験 2 台目以降 (1 台当り)	証明ラベル 費用 (1 枚当り)
第 2 条第 1 項 第 73 号	5. 2GHz 高出カデータ通信システム 基地局		220,000	110,000	
第 2 条第 1 項 第 74 号	5. 2GHz 高出カデータ通信システム 陸上移動中継局	66,000	220,000	110,000	700
第 2 条第 1 項 第 76 号	150MHz 帯 V H F データ交換装置		220,000	110,000	
第2条第1項 第77号	400MHz 帯デジタル船上通信設備		220,000	110,000	

1-2. 技術基準適合証明手数料(試験結果報告書を提出し、申込設備を提出しない場合) (注1)

1-2-1. 免許不要局(法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備) (単位:円))

種別	略称			証明手数料	
			証明手数料 (100 台まで)	試験結果報告書及び 試験結果データ評価 費用 (1 台当り)	証明ラベル費用 (1枚当り)
第2条第1項第3号	市民ラジオ				
第2条第1項 第7号	コードレス電話 (注3)	親機			
		子機			
第2条第1項 第8号	特定小電力機器 (注2)	13GHz 未満			
		13GHz 以上			
第2条第1項 第13号	小電力セキュリティ				
第2条第1項 第19号	2. 4GHz 帯高度化小電力データ通	通信システム			
第2条第1項 第19号の2	2. 4GHz 帯小電力データ通信シス	ステム			
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz 帯小電力データ通信シス (模型飛行機用、2400~2483.5				
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz 帯小電カデータ通信シス (模型飛行機用、2471~2497MH		66,000	20,000	700
第2条第1項 第19号の3	5GHz 帯小電力データ通信シスラ	FA			
第2条第1項第19号の3の2	5GHz 帯屋外型小電力データ通信	言システム			
第2条第1項 第19号の3の3	5GHz 帯小電カデータ通信シスラ	FL			
第2条第1項 第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信シ	ノステム			
第2条第1項 第19号の4の2	60GHz 帯小電カデータ通信シス	テム			
第2条第1項 第19号の4の3	60GHz 帯小電カデータ通信シス	テム			
第2条第1項 第19号の11	5GHz 帯無線アクセスシステム月 陸上移動局及び携帯局	Ħ			

種別	略称			証明手数料	
			証明手数料 (100 台まで)	試験結果報告書及び 試験結果データ評価 費用 (1 台当り)	証明ラベル費用 (1枚当り)
第 2 条第 1 項 第 21 号	時分割多元接続方式狭帯域 デジタルコードレス電話	親機			
	(注3)	子機			
第2条第1項 第21号の2	時分割多元接続方式広帯域 デジタルコードレス電話	親機			
	(注3)	子機			
第2条第1項 第21号の3	時分割・直交周波数分割多元接続方式 デジタルコードレス電話	親機			
	(注3)	子機			
第 2 条第 1 項 第 22 号	PHS 陸上移動局	ı			
第 2 条第 1 項 第 32 号	狭域通信システム用 移動局		66,000	20,000	700
第2条第1項 第33号の2	狭域通信システム用 試験局				
第 2 条第 1 項 第 47 号	超広帯域無線システム				
第2条第1項 第47号の2	超広帯域無線システム (UWB レーダー)				
第 2 条第 1 項 第 64 号	700MHz 帯高度道路交通システム用 陸上移動局				
第 2 条第 1 項 第 64 号	5. 2GHz 帯高出力データ通信システム用 陸上移動局				

注1: 技術基準適合証明の最大証明数は100台です。

手数料算定式: 証明手数料=証明手数料+無線設備のサンプル数分の評価料+証明台数分のラベル費用

注2 : $13{
m GHz}$ 以上 : 「移動体検知センサー」、「ミリ波レーダー」 が該当します。 その他の設備は $13{
m GHz}$ 未満の無線 設備となります。

注3: 「コードレス電話」または「デジタルコードレス電話」の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の証明手数料及び試験結果評価料は半額となります。

1-2-2. 包括免許局(法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備) (単位:円)

種別	略称		証明手数料	
		証明手数料 (100 台まで)	試験結果報告書及び 試験結果データ評価 費用(1 台当り)	証明ラベル費用 (1枚当り)
第2条第1項 第1号の4	MCA 陸上移動局			
第2条第1項 第9号	Ku 帯 VSAT 地球局			
第2条第1項 第9号の2	Ka 帯 VSAT 地球局			
第 2 条第 1 項 第 10 号	携帯無線通信用 中継局			
第2条第1項 第10号の2	携帯無線通信用 中継局			
第2条第1項 第11号の3	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局			
第2条第1項 第11号の4	CDMA2000 方式 携帯無線通信用 陸上移動局			
第2条第1項 第11号の7	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	44.000	22.000	T 00
第2条第1項 第11号の8	CDMA2000(1xEV-D0)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	66,000	20,000	700
第2条第1項 第11号の8の2	CDMA2000(3xEV-D0)方式 携帯無線通信用 陸上移動局			
第2条第1項 第11号の11	TD-CDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局			
第2条第1項 第11号の12	TD-SCDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	_		
第2条第1項 第11号の15	TD-OFDMA(次世代 PHS)方式 携帯無線通信用 陸上移動局			
第2条第1項 第11号の17	TD-FDMA (MBTDD 625k) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局			
第2条第1項 第11号の19	SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局			
第2条第1項 第11号の19の2	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局(NB-IoT)			

種別	略称		証明手数料	
		証明手数料 (100 台まで)	試験結果報告書及び 試験結果データ評価 費用(1 台当り)	証明ラベル費用 (1枚当り)
第2条第1項 第11号の19の3	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局(eMTC)			
第2条第1項 第11号の21	SC-FDMA(TD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局			
第2条第1項第11号の21の2	SC-FDMA(TD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局(中継)			
第2条第1項 第11号の25	OFDMA(モバイル Wi MAX) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局			
第2条第1項 第11号の26	OFDMA (TD-UMB) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局			
第2条第1項 第11号の30	第5世代移動通信システム用 陸上移動局			
第2条第1項第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局 (対地静止)(オムニトラック)			
第2条第1項 第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局 (非静止)(オーブコム)			
第2条第1項 第15号の2	加入者系多方向用移動局	66,000	20,000	700
第2条第1項 第19号の9	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局			
第2条第1項 第19号の10	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局 (0.2 マイクロワット以下)			
第2条第1項 第20号の2	800MHz 帯デジタル MCA (陸上移動局)			
第2条第1項 第25号の2	周波数自動選択 RZSSB			
第2条第1項 第25号の3	周波数自動選択 RZSSB			
第2条第1項 第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル			
第2条第1項 第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル			

1-2-2. 続き 包括免許局(法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備) (単位:円)

種別	略称		証明手数料	
		証明手数料 (100 台まで)	試験結果報告書及び試験 結果データ評価料 (1 台あたり)	証明ラベル費用 (1枚あたり)
第 2 条第 1 項 第 28 号	携帯移動衛星通信用 地球局 (対地静止)(N-STAR)			
第2条第1項 第28号の2	携帯移動衛星通信用 地球局 (非静止)(イリジウム)			
第2条第1項第28号の2の2	スラーヤ衛星携帯移動地球局			
第2条第1項第28号の2の3	グローバルスター携帯移動地球局			
第2条第1項第28号の2の4	ESIM 携帯移動地球局			
第 2 条第 1 項 第 30 号	インマルサット携帯移動地球局			
第2条第1項 第30号の2	ESV 携帯移動地球局			
第2条第1項 第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局	66,000	20,000	700
第2条第1項 第30号の4	防災対策携帯移動地球局			
第 2 条第 1 項 第 31 号	ルーラル加入者無線			
第 2 条第 1 項 第 39 号	デジタル空港無線通信用 陸上移動局 (設備規則第 49 条の 15 の 2 第 1 項)			
第 2 条第 1 項 第 46 号	航空移動衛星通信システム			
第 2 条第 1 項 第 51 号	WiMAX 用 陸上移動局			
第 2 条第 1 項 第 54 号	AXGP, TD-LTE 用 陸上移動局			
第2条第1項 第54号の4	AXGP, TD-LTE 用 陸上移動局 (eMTC)			

1-2-3. その他の無線局(法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備) (単位:円)

種別	略称	証明手数料			
		証明手数料 (100 台まで)	試験結果報告書及び 試験結果データ評価 費用(1 台当り)	証明ラベル費用 (1枚当り)	
第2条第1項 第1号の4	MCA(指令局)				
第2条第1項 第1号の9	SSB				
第2条第1項 第1号の10	デジタル				
第2条第1項 第1号の11	F3E 等	_			
第2条第1項 第1号の12	特定ラジオマイク				
第2条第1項 第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク				
第2条第1項 第1号の13	海上用 DSB				
第2条第1項 第1号の14	SSB		22.222		
第2条第1項 第1号の15	F3E 等	66,000	20,000	700	
第 2 条第 1 項 第 2 号	無線標定				
第2条第1項 第2号の2	ラジオ・ブイ				
第2条第1項 第3号の2	気象援助局				
第2条第1項 第4号の2	簡易無線				
第2条第1項 第4号の4	無線操縦用簡易無線	1			
第2条第1項 第4号の5	デジタル簡易無線	1			
第2条第1項 第4号の6	デジタル簡易無線(キャリアセンス機能あり)				

種別	略称	証明手数料		
		証明手数料 (100 台まで)	試験結果報告書及び 試験結果データ評価 費用(1 台当り)	証明ラベル費用 (1枚当り)
第2条第1項 第4号の7	簡易無線			
第 2 条第 1 項 第 5 号	50GHz 帯 CR (簡易無線)			
第2条第1項 第6号	構内無線			
第2条第1項 第6号の2	920MHz 帯構内無線(キャリアセンス機能あり)			
第2条第1項 第6号の3	2450MHz 帯構内無線 (周波数ホッピング方式)			
第 2 条第 1 項 第 10 号	携帯無線通信用中継局 (陸上移動中継局)			
第2条第1項 第10号の2	携帯無線通信用中継局 (陸上移動中継局)			
第2条第1項 第11号の5	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 基地局等			
第2条第1項 第11号の6	CDMA2000 方式 携帯無線通信用 基地局等	66,000	20,000	700
第2条第1項 第11号の6の2	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局			
第2条第1項第11号の6の3	CDMA2000 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局			
第2条第1項 第11号の6の4	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 屋内基地局			
第2条第1項第11号の6の5	CDMA2000 方式 携帯無線通信用 屋内基地局			
第2条第1項 第11号の9	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 基地局等			
第2条第1項 第11号の10	CDMA2000(1xEV-D0)方式 携帯無線通信用 基地局等			
第2条第1項 第11号の10の2	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局			
第2条第1項第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-D0)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局			

1-2-3.続き その他の無線局(法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備) 単位:円)

種別略	略称	証明手数料		
		証明手数料 (100 台まで)	試験結果報告書及び 試験結果データ評価 費用(1 台当り)	証明ラベル費用 (1枚当り)
第2条第1項 第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-D0)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局			
第2条第1項 第11号の10の4	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 屋内基地局			
第2条第1項 第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-D0)方式 携帯無線通信用 屋内基地局			
第2条第1項 第11号の13	TD-CDMA 方式 携帯無線通信用 基地局等			
第2条第1項 第11号の14	TD-SCDMA 方式 携帯無線通信用 基地局等			
第2条第1項 第11号の16	TD-OFDMA(次世代 PHS)方式 携帯無線通信用基地局等			
第2条第1項 第11号の18	TD-FDMA (MBTDD 625k) 方式 携帯無線通信用 基地局等		20,000	700
第2条第1項 第11号の20	SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用 基地局等	99.000		
第2条第1項 第11号の20の2	SC-FDA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	66,000		
第2条第1項 第11号の20の3	SC-FDA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局			
第2条第1項 第11号の20の4	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等			
第2条第1項 第11号の20の5	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局			
第2条第1項 第11号の20の6	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局			
第2条第1項 第11号の22	SC-FDMA (TD-LTE) 方式 携帯無線通信用 基地局等			
第2条第1項 第11号の23	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局			
第2条第1項 第11号の24	SC-FDMA(TD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局等			

種別	略称	証明手数料		
		証明手数料 (100 台まで)	試験結果報告書及び 試験結果データ評価 費用(1 台当り)	証明ラベル費用 (1枚当り)
第2条第1項 第11号の27	OFDMA(モバイル Wi MAX) 方式 携帯無線通信用 基地局等			
第2条第1項 第11号の28	OFDMA (TD-UMB) 方式 携帯無線通信用 基地局等	66,000	20,000	700
第2条第1項 第11号の29	第5世代移動通信システム用 基地局等			
第2条第1項 第11号の31	第5世代移動通信システム用 基地局等			

1-2-3.続き その他の無線局(法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備) (単位:円)

種別	略称		証明手数料		
		証明手数料 (100 台まで)	試験結果報告書及び 試験結果データ評価 費用(1 台当り)	証明ラベル費用 (1枚当り)	
第 2 条第 1 項 第 12 号	アマチュア無線				
第 2 条第 1 項 第 15 号	加入者系多方向用基地局				
第2条第1項 第15号の3	加入者系対向用移動局				
第 2 条第 1 項 第 16 号	テレメータ用等の固定局				
第 2 条第 1 項 第 17 号	非常警報用固定局	66,000	20,000	700	
第 2 条第 1 項 第 18 号	22GHz 帯固定局				
第2条第1項 第19号の5	5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局				
第2条第1項 第19号の6	5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局 (0.2 マイクロワット以下)				
第2条第1項 第19号の7	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局				

種別	略称		証明手数料	
		証明手数料 (100 台まで)	試験結果報告書及び 試験結果データ評価 費用(1 台当り)	証明ラベル費用 (1枚当り)
第2条第1項 第19号の8	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局 (0.2 マイクロワット以下)			
第2条第1項 第20号の2	800MHz 帯デジタル MCA (デジタル指令局)			
第 2 条第 1 項 第 23 号	PHS 基地局			
第2条第1項 第23号の2	PHS 中継局			
第2条第1項 第23号の3	PHS 試験局			
第 2 条第 1 項 第 24 号	38GHz 帯固定局			
第 2 条第 1 項 第 25 号	RZSSB			
第2条第1項 第25号の4	狭帯域デジタル	66,000	20,000	700
第 2 条第 1 項 第 26 号	車両感知用 無線標定陸上局			
第 2 条第 1 項 第 27 号	道路交通情報ビーコン			
第2条第1項 第28号の3	設備規則第 48 条第 1 項のレーダー (第 3 種レーダー)			
第 2 条第 1 項 第 29 号	設備規則第 48 条第 4 項のレーダー (第 4 種レーダー)			
第2条第1項 第31号の2	60GHz 帯高速無線回線用 基地局			
第2条第1項 第31号の3	60GHz 帯高速無線回線用 多方向陸上移動局			
第2条第1項 第31号の4	60GHz 帯高速無線回線用 対向陸上移動局			
第2条第1項 第31号の5	80GHz 带高速無線回線用 陸上移動局			

種別	略称		証明手数料	
		証明手数料 (100 台まで)	試験結果報告書及び 試験結果データ評価 費用(1 台当り)	証明ラベル費用 (1枚当り)
第 2 条第 1 項 第 33 号	狭域通信システム用基地局			
第 2 条第 1 項 第 38 号	市町村デジタル防災無線通信用 固定局			
第 2 条第 1 項 第 40 号	デジタル空港無線通信用 陸上移動局 (設備 規則第49条の15の2第1項及び第2項)			
第 2 条第 1 項 第 41 号	18GHz 帯基地局等 (周波数分割複信方式又は時分割複信方式)			
第 2 条第 1 項 第 42 号	18GHz 帯陸上移動局 (4 相位相変調方式)			
第 2 条第 1 項 第 43 号	18GHz 帯基地局・陸上移動中継局			
第 2 条第 1 項 第 44 号	18GHz 帯電気通信業務用 固定局			
第 2 条第 1 項 第 48 号	1500MHz 帯電気通信業務用 固定局	66,000	20,000	700
第 2 条第 1 項 第 49 号	WiMAX 用用 基地局等			
第2条第1項 第52号の2	WiMAX 用 フェムトセル基地局			
第2条第1項 第52号の3	WiMAX 用 屋内小型基地局			
第2条第1項第53号	AXGP,TD-LTE 用 基地局等			
第2条第1項 第54号の2	AXGP, TD-LTE 用 フェムトセル基地局			
第2条第1項 第54号の3	AXGP,TD-LTE 用 屋内小型基地局			
第 2 条第 1 項 第 57 号	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィラー			

種別	略称		証明手数料	
		証明手数料 (100 台まで)	試験結果報告書及び 試験結果データ評価 費用(1 台当り)	証明ラベル費用 (1枚当り)
第2条第1項	地上デジタルテレビジョン放送用			
第 57 号の 2	ギャップフィラー(CATV 網等接続型)			
第2条第1項 第57号の3	エリア放送をおこなう地上一般放送局			
第2条第1項 第57号の4	ラジオ放送用ギャップフィラー			
第 2 条第 1 項 第 58 号	簡易型船舶自動識別装置			
第 2 条第 1 項 第 59 号	簡易国際 VHF (25W 以下)			
第2条第1項 第60号	簡易国際 VHF (5W 以下)			
第 2 条第 1 項 第 61 号	200MHz 帯広帯域移動無線通信用 基地局			
第 2 条第 1 項 第 62 号	200MHz 帯広帯域移動無線通信用 陸上基地局	66,000	20,000	700
第 2 条第 1 項 第 63 号	700MHz 帯高度道路交通システム用 基地局		20,000	700
第 2 条第 1 項 第 65 号	23GHz 帯 陸上移動局			
第 2 条第 1 項 第 66 号	23GHz 帯 固定局			
第 2 条第 1 項 第 67 号	11GHz 又は 15GHz 帯 固定局			
第 2 条第 1 項 第 68 号	携帯用位置指示無線標識			
第 2 条第 1 項 第 69 号	6. 5GHz 又は 7. 5GHz 帯可搬型システム			
第 2 条第 1 項 第 70 号	6GHz 帯電気通信業務用固定局			
第 2 条第 1 項 第 71 号	6. 5GHz 又は 7. 5GHz 帯固定局			

種別	略称	証明手数料		
		証明手数料 (100 台まで)	試験結果報告書及び 試験結果データ評価 費用(1 台当り)	証明ラベル費用 (1枚当り)
第 2 条第 1 項 第 72 号	無人移動体画像伝送システム			
第 2 条第 1 項 第 73 号	5. 2GHz 高出力データ通信システム基地局			
第 2 条第 1 項 第 74 号	5. 2GHz 高出力データ通信システム 陸上移動中継局	66,000	20,000	700
第 2 条第 1 項 第 76 号	150MHz 帯 V H F データ交換装置			
第 2 条第 1 項 第 77 号	400MHz 帯デジタル船上通信設備			

2. 特定無線設備の工事設計についての認証手数料

2-1. 新規申込 (その1)

2-1-1. 免許不要局(法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備) (単位:円))

種別	略称			認証手数料
			ーの特定無線設備を 提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 〜試験結果報告書を提出する場合
第2条第1項第3号	市民ラジオ		470,000	280,000
第 2 条第 1 項 第 7 号	コードレス電話 (注2)	親機	470,000	280,000
	(12)	子機	470,000	280,000
第 2 条第 1 項 第 8 号	特定小電力機器 (注1)	13GHz 未満	470,000	280,000
3,0,1	(/_ 1)	13GHz 以上	730,000	280,000
第2条第1項 第13号	小電力セキュリティ		470,000	280,000
第 2 条第 1 項 第 19 号	2. 4GHz 帯高度化小電力データ	通信システム	470,000	280,000
第2条第1項 第19号の2	2. 4GHz 帯小電力データ通信シ	ステム	470,000	280,000
第2条第1項 第19号の2の2	2. 4GHz 帯小電力データ通信シ (模型飛行機用、2400~2483.		470,000	280,000
第2条第1項第19号の2の3	2. 4GHz 帯小電力データ通信シ (模型飛行機用、2471~24971		470,000	280,000
第2条第1項 第19号の3	5GHz 帯小電力データ通信シス	テム	470,000	280,000
第2条第1項 第19号の3の2	5GHz 帯屋外型小電力データ通	信システム	470,000	280,000
第2条第1項第19号の3の3	5GHz 帯小電カデータ通信シス	テム	470,000	280,000
第2条第1項 第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信	システム	730,000	280,000
第2条第1項第19号の4の2	60GHz 帯小電力データ通信シス	ステム	730,000	280,000
第2条第1項第19号の4の3	60GHz 帯小電力データ通信シス	ステム	730,000	280,000

種別	略称		認証手数料	
			ーの特定無線設備を 提出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 〜試験結果報告書を提出する場合
第2条第1項 第19号の11	5GHz 帯無線アクセスシステム 陸上移動局及び携帯局	.用	470,000	280,000
第 2 条第 1 項第 21 号	時分割多元接続方式狭帯域 デジタルコードレス電話	親機	560,000	280,000
7, 21 - 3	(注2)	子機	560,000	280,000
第2条第1項 第21号の2	時分割多元接続方式広帯域 デジタルコードレス電話	親機	560,000	280,000
3, 21 · J • J	(注2)	子機	560,000	280,000
第2条第1項 第21号の3	時分割・直交周波数分割多 元接続方式デジタルコード	親機	560,000	280,000
35 21 300 0	レス電話(注2)	子機	560,000	280,000
第 2 条第 1 項 第 22 号	PHS 陸上移動局		560,000	280,000
第 2 条第 1 項 第 32 号	狭域通信システム用 陸上移	動局	470,000	280,000
第2条第1項 第33号の2	狭域通信システム用 試験局		470,000	280,000
第 2 条第 1 項 第 47 号	超広帯域無線システム		560,000	280,000
第2条第1項 第47号の2	超広帯域無線システム (UWB L	ノーダー)	730,000	280,000
第 2 条第 1 項 第 64 号	700MHz 帯高度道路交通システ 陸上移動局	ム用	470,000	280,000
第 2 条第 1 項 第 75 号	5. 2GHz 帯高出力データ通信シ 陸上移動局	ステム用	470,000	280,000

注1: $13{
m GHz}$ 以上: 「移動体検知センサー」、「ミリ波レーダー」 が該当します。 その他の設備は $13{
m GHz}$ 未満の無線設備となります。

注2: 「コードレス電話」または「デジタルコードレス電話」の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の認証手数料は半額となります。

2-1-2. 包括免許局(法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備) (単位:円)

種別	略称	認証手数料		
		一の特定無線設備を提 出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 ~試験結果報告書を提出する場合	
第2条第1項 第1号の4	MCA 陸上移動局	470,000	280,000	
第2条第1項 第9号	Ku 帯 VSAT 地球局	730,000	280,000	
第2条第1項 第9号の2	Ka 帯 VSAT 地球局	730,000	280,000	
第2条第1項 第10号	携帯無線通信用 中継局	730,000	280,000	
第2条第1項 第10号の2	携帯無線通信用 中継局	730,000	280,000	
第2条第1項 第11号の3	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	560,000	280,000	
第2条第1項 第11号の4	CDMA2000 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	560,000	280,000	
第2条第1項 第11号の7	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	560,000	280,000	
第2条第1項 第11号の8	CDMA2000 (1xEV-D0) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	560,000	280,000	
第2条第1項 第11号の8の2	CDMA2000 (3xEV-D0) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	560,000	280,000	
第2条第1項 第11号の11	TD-CDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	560,000	280,000	
第2条第1項 第11号の12	TD-SCDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	560,000	280,000	
第2条第1項 第11号の15	TD-OFDMA 方式(次世代 PHS)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	560,000	280,000	
第2条第1項 第11号の17	TD-FDMA 方式 (MBTDD 625k) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	560,000	280,000	
第2条第1項 第11号の19	SC-FDMA(FDD 方式)(LTE-FDD)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	560,000	280,000	
第2条第1項 第11号の19の2	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局(NB-IoT)	560,000	280,000	

種別	略称		認証手数料
		ーの特定無線設備を提 出する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 ~試験結果報告書を提出する場合
第2条第1項 第11号の19の3	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局(eMTC)	560,000	280,000
第2条第1項 第11号の21	SC-FDMA(TDD-LT)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	560,000	280,000
第2条第1項 第11号の21の2	SC-FDMA(TD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局(中継)	560,000	280,000
第2条第1項 第11号の25	OFDMA (モバイル Wi MAX) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	560,000	280,000
第2条第1項 第11号の26	OFDMA (TD-UMB)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	560,000	280,000
第2条第1項 第11号の30	第5世代移動通信システム用 陸上移動局	700,000	280,000
第 2 条第 1 項 第 14 号	携帯移動衛星データ通信用 地球局 (対地静止) (オムニトラック)	730,000	280,000
第2条第1項 第14号の2	携帯移動衛星データ通信用 地球局 (非静止) (オーブコム)	560,000	280,000
第2条第1項 第15号の2	加入者系多方向用移動局	730,000	280,000
第2条第1項 第19号の9	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局および携帯局	500,000	280,000
第2条第1項 第19号の10	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局および携帯局 (0.2 マイクロワット以下)	500,000	280,000
第2条第1項 第20号の2	800MHz 帯デジタル MCA (陸上移動局)	470,000	280,000
第2条第1項 第25号の2	周波数自動選択 RZSSB	500,000	280,000
第2条第1項 第25号の3	周波数自動選択 RZSSB	500,000	280,000
第2条第1項 第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル	500,000	280,000

2-1-2. 続き 包括免許局(法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備) (単位:円)

種別	略称	認証手数料	
		ーの特定無線設備を提出 する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 ~試験結果報告書を提出する場合
第2条第1項 第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル	500,000	280,000
第 2 条第 1 項 第 28 号	携帯移動衛星通信用 地球局 (対地静止) (N-STAR)	560,000	280,000
第2条第1項 第28号の2	携帯移動衛星通信用 地球局 (非静止) (イリジウム)	560,000	280,000
第2条第1項 第28号の2の2	スラーヤ衛生携帯移動地球局	560,000	280,000
第2条第1項 第28号の2の3	グローバルスター携帯移動地球局	560,000	280,000
第2条第1項 第28号の2の4	ESIM 携帯移動地球局	730,000	280,000
第 2 条第 1 項 第 30 号	インマルサット携帯移動地球局	560,000	280,000
第2条第1項 第30号の2	ESV 携帯移動地球局	730,000	280,000
第2条第1項 第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局	730,000	280,000
第2条第1項 第30号の4	防災対策携帯移動地球局	730,000	280,000
第 2 条第 1 項 第 31 号	ルーラル加入者無線	470,000	280,000
第 2 条第 1 項 第 39 号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第 49 条の 15 の 2 第 1 項)	470,000	280,000
第 2 条第 1 項 第 46 号	航空移動衛星通信システム	560,000	280,000
第 2 条第 1 項 第 51 号	WiMAX 用 陸上移動局	560,000	280,000
第 2 条第 1 項 第 54 号	AXGP,TD-LTE 用 陸上移動局	560,000	280,000
第2条第1項 第54号の4	AXGP, TD-LTE 用 陸上移動局(eMTC)	560,000	280,000

種別	略称		認証手数料
		一の特定無線設備を提出 する場合	ーの特定無線設備を提出しない場合 〜試験結果報告書を提出する場合
第2条第1項 第1号の4	MCA(指令局)	500,000	280,000
第2条第1項 第1号の9	SSB	500,000	280,000
第2条第1項 第1号の10	デジタル	500,000	280,000
第2条第1項 第1号の11	F3E 等	500,000	280,000
第2条第1項 第1号の12	特定ラジオマイク	500,000	280,000
第2条第1項 第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク	500,000	280,000
第2条第1項 第1号の13	海上用 DSB	500,000	280,000
第2条第1項 第1号の14	SSB	500,000	280,000
第2条第1項 第1号の15	F3E 等	500,000	280,000
第 2 条第 1 項 第 2 号	無線標定	760,000	280,000
第2条第1項 第2号の2	ラジオ・ブイ	500,000	280,000
第2条第1項 第3号の2	気象援助局	500,000	280,000
第2条第1項 第4号の2	簡易無線	500,000	280,000
第2条第1項 第4号の4	無線操縦用簡易無線	500,000	280,000
第2条第1項 第4号の5	デジタル簡易無線	500,000	280,000
第2条第1項 第4号の6	デジタル簡易無線 (キャリアセンス機能あり)	500,000	280,000

種別	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を提出 する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 ~試験結果報告書を提出する場合
第2条第1項 第4号の7	簡易無線	500,000	280,000
第 2 条第 1 項 第 5 号	50GHz 帯 CR(簡易無線)	760,000	280,000
第 2 条第 1 項 第 6 号	構內無線	500,000	280,000
第2条第1項 第6号の2	920MHz 帯構内無線 (キャリアセンス機能あり)	500,000	280,000
第2条第1項 第6号の3	2450MHz 帯構内無線 (周波数ホッピング方式)	500,000	280,000
第 2 条第 1 項 第 10 号	携帯無線通信用 中継局 (陸上移動中継局)	730,000	280,000
第2条第1項 第10号の2	携帯無線通信用 中継局 (陸上移動中継局)	730,000	280,000
第2条第1項 第11号の5	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の6	CDMA2000 方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第2条第1項第11号の6の2	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	590,000	280,000
第2条第1項第11号の6の3	CDMA2000 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	590,000	280,000
第2条第1項第11号の6の4	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	590,000	280,000
第2条第1項第11号の6の5	CDMA2000 方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の9	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の10	CDMA2000 (1xEV-D0) 方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の10の2	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の10の3	CDMA2000 (1x EV-D0) 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	590,000	280,000

種別	略称		認証手数料
		ーの特定無線設備を提出 する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 〜試験結果報告書を提出する場合
第2条第1項 第11号の10の4	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-D0)方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の13	TD-CDMA 方式 携带無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の14	TD-SCDMA 方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の16	TD-OFDMA 方式(次世代 PHS)方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の18	TD-FDMA 方式(MBTDD 625k)方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の20	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の20の2	SC-FDA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局等	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の20の3	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の20の4	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の20の5	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の20の6	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の22	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の23	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の24	SC-FDMA(TD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局等	590,000	280,000
第2条第1項 第11号の27	OFDMA(モバイル Wi MAX)方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000

種別	略称	認証手数料		
		ーの特定無線設備を提出 する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 ~試験結果報告書を提出する場合	
第2条第1項 第11号の28	OFDMA (TD-UMBD)方式 携帯無線通信用 基地局等	590,000	280,000	
第2条第1項 第11号の29	第5世代移動通信システム用 基地局等	700,000	280,000	
第2条第1項 第11号の31	第5世代移動通信システム用 基地局等	760,000	280,000	
第 2 条第 1 項 第 12 号	アマチュア無線	590,000	280,000	
第 2 条第 1 項 第 15 号	加入者系多方向用 基地局	760,000	280,000	
第2条第1項 第15号の3	加入者系対向用 移動局	760,000	280,000	
第2条第1項第16号	テレメータ用等の固定局	500,000	280,000	
第 2 条第 1 項 第 17 号	非常警報用 固定局	500,000	280,000	
第 2 条第 1 項第 18 号	22GHz 帯固定局	500,000	280,000	
第2条第1項 第19号の5	5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局	500,000	280,000	
第2条第1項 第19号の6	5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局 (0.2 マイクロワット以下)	500,000	280,000	
第2条第1項 第19号の7	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局	500,000	280,000	
第2条第1項 第19号の8	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局 (0.2 マイクロワット以下)	500,000	280,000	
第2条第1項 第20号の2	800MHz 帯デジタル MCA (デジタル指令局)	500,000	280,000	
第2条第1項第23号	PHS 基地局	590,000	280,000	

種別	略称	認証手数料		
		一の特定無線設備を提出 する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 ~試験結果報告書を提出する場合	
第2条第1項 第23号の2	PHS 中継局	590,000	280,000	
第2条第1項 第23号の3	PHS 試験局	590,000	280,000	
第 2 条第 1 項第 24 号	38GHz 帯固定局	760,000	280,000	
第 2 条第 1 項第 25 号	RZSSB	500,000	280,000	
第2条第1項 第25号の4	狭帯域デジタル	500,000	280,000	
第 2 条第 1 項 第 26 号	車両感知用無線標定陸上局	760,000	280,000	
第 2 条第 1 項 第 27 号	道路交通情報ビーコン	500,000	280,000	
第2条第1項 第28号の3	設備規則第 48 条第 1 項のレーダー (第 3 種レーダー)	500,000	280,000	
第 2 条第 1 項 第 29 号	設備規則第 48 条第 4 項のレーダー (第 4 種レーダー)	500,000	280,000	
第2条第1項 第31号の2	60GHz 帯高速無線回線用 基地局	760,000	280,000	
第2条第1項 第31号の3	60GHz 帯高速無線回線用 多方向陸上移動局	730,000	280,000	
第2条第1項 第31号の4	60GHz 帯高速無線回線用 対向陸上移動局	760,000	280,000	
第2条第1項 第31号の5	80GHz 帯高速無線回線用 陸上移動局	760,000	280,000	
第 2 条第 1 項第 33 号	狭域通信システム用 基地局	500,000	280,000	
第 2 条第 1 項第 38 号	市町村デジタル防災無線通信用固定局	500,000	280,000	
第 2 条第 1 項第 40 号	デジタル空港無線通信用 陸上移動局 (設備規則第 49 条の 15 の 2 第 1 項及 び第 2 項)	500,000	280,000	
第 2 条第 1 項第 41 号	18GHz 帯基地局(周波数分割複信方式 又は時分割複信方式)	760,000	280,000	

種別	略称	認証手数料		
		ーの特定無線設備を提出 する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 〜試験結果報告書を提出する場合	
第 2 条第 1 項 第 42 号	18GHz 帯陸上移動局 (4 相位相変調方式)	760,000	280,000	
第 2 条第 1 項 第 43 号	18GHz 帯基地局・陸上移動中継局	760,000	280,000	
第 2 条第 1 項 第 44 号	18GHz 帯電気通信業務用 固定局	760,000	280,000	
第 2 条第 1 項 第 48 号	1500MHz 帯電気通信業務用 固定局	590,000	280,000	
第 2 条第 1 項 第 49 号	WiMAX 用 基地局等	590,000	280,000	
第2条第1項 第52号の2	WiMAX 用 フェムトセル基地局	590,000	280,000	
第2条第1項 第52号の3	WiMAX 用 屋内基地局	590,000	280,000	
第 2 条第 1 項 第 53 号	AXGP, TD-LTE 用 基地局等	590,000	280,000	
第2条第1項 第54号の2	AXGP, TD-LTE 用 フェムトセル基地局	590,000	280,000	
第2条第1項 第54号の3	AXGP,TD-LTE 用 屋内小型基地局	590,000	280,000	
第 2 条第 1 項 第 57 号	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィラー	590,000	280,000	
第2条第1項 第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィラー(CATV 網等接続型)	590,000	280,000	
第2条第1項 第57号の3	エリア放送をおこなう地上一般放送局	590,000	280,000	
第2条第1項 第57号の4	ラジオ放送用ギャップフィラー	590,000	280,000	
第 2 条第 1 項 第 58 号	簡易型船舶自動識別装置	500,000	280,000	
第 2 条第 1 項 第 59 号	簡易型国際 VHF (25W 以下)	500,000	280,000	
第 54 号の 3 第 2 条第 1 項 第 57 号 第 2 条第 1 項 第 57 号の 2 第 2 条第 1 項 第 57 号の 3 第 2 条第 1 項 第 57 号の 4 第 2 条第 1 項 第 58 号	地上デジタルテレビジョン放送用ギャップフィラー 地上デジタルテレビジョン放送用ギャップフィラー(CATV 網等接続型)エリア放送をおこなう地上一般放送局ラジオ放送用ギャップフィラー 簡易型船舶自動識別装置	590,000 590,000 590,000 590,000	280,000 280,000 280,000 280,000	

種別	略称	認証手数料		
		ーの特定無線設備を提出 する場合	一の特定無線設備を提出しない場合 〜試験結果報告書を提出する場合	
第 2 条第 1 項 第 60 号	簡易型国際 VHF (5W 以下)	500,000	280,000	
第 2 条第 1 項 第 61 号	200MHz 帯広帯域移動無線通信用 基地局	590,000	280,000	
第 2 条第 1 項 第 62 号	200MHz 帯広帯域移動無線通信用 陸上基地局	590,000	280,000	
第 2 条第 1 項 第 63 号	700MHz 帯高度道路交通システム用 基地局	470,000	280,000	
第 2 条第 1 項 第 65 号	23GHz 帯陸上移動局	760,000	280,000	
第 2 条第 1 項 第 66 号	23GHz 帯固定局	760,000	280,000	
第 2 条第 1 項 第 67 号	11GHz 又は 15GHz 帯固定局	760,000	280,000	
第 2 条第 1 項 第 68 号	携帯用位置指示無線標識	560,000	280,000	
第2条第1項第69号	6. 5GHz 又は 7. 5GHz 帯可搬型システム	500,000	280,000	
第 2 条第 1 項第 70 号	6GHz 帯電気通信業務用固定局	500,000	280,000	
第2条第1項第71号	6. 5GHz 又は 7. 5GHz 帯固定局	500,000	280,000	
第 2 条第 1 項第 72 号	無人移動体画像伝送システム	500,000	280,000	
第 2 条第 1 項 第 73 号	5. 2GHz 高出力データ通信システム 基地局	500,000	280,000	
第 2 条第 1 項 第 74 号	5. 2GHz 高出カデータ通信システム 陸上移動中継局	500,000	280,000	
第 2 条第 1 項第 76 号	150MHz 帯 V H F データ交換装置	500,000	280,000	
第 2 条第 1 項 第 77 号	400MHz 帯デジタル船上通信設備	500,000	280,000	

2-2. 新規申込(その2)

2-2-1. 免許不要局(法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備) (単位:円)

種別	略称	略称		認証手数料	
			既認証の無線設備を再 申込する場合であっ て、認証取扱業者等の 変更を伴う場合	左記の場合で且つ申請電 力値を変更しない空中線 の増設、撤去または変更 が伴う場合	
第2条第1項 第3号	市民ラジオ				
第 2 条第 1 項 第 7 号	コードレス電話(注3)	親機			
X3 7 - 3		子機			
第 2 条第 1 項 第 8 号	特定小電力機器(注2)	13GHz 未満			
<i>7</i> 5		13GHz 以上			
第 2 条第 1 項 第 13 号	小電力セキュリティ				
第2条第1項 第19号	2. 4GHz 帯高度化小電力データ	通信システム			
第2条第1項 第19号の2	2. 4GHz 帯小電力データ通信シ	ィステム			
第2条第1項 第19号の2の2	2.4GHz 帯小電カデータ通信シ (模型飛行機用、2400~2483		120,000	140,000	
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz 帯小電カデータ通信シ (模型飛行機用、2471~2497				
第2条第1項 第19号の3	5GHz 帯小電カデータ通信シス	テム			
第2条第1項 第19号の3の2	5GHz 帯屋外型小電力データ通	信息システム			
第2条第1項 第19号の3の3	5GHz 帯小電カデータ通信シス	テム			
第2条第1項 第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信	システム			
第2条第1項 第19号の4の2	60GHz 帯小電カデータ通信シン	ステム			
第2条第1項 第19号の4の3	60GHz 帯小電力データ通信シス	ステム			

種別	略称		認証	手数料
			既認証の無線設備を再 申込する場合であっ て、認証取扱業者等の 変更を伴う場合	左記の場合で且つ申請電 力値を変更しない空中線 の増設、撤去または変更 が伴う場合
第2条第1項 第19号の11	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局			
第 2 条第 1 項	時分割多元接続方式狭帯域 デジタルコードレス電話	親機	-	
37 7 7	(注3)	子機		
第2条第1項 第21号の2	時分割多元接続方式広帯域 デジタルコードレス電話	親機		
3, 21 , 30, 2	(注3)	子機		
第2条第1項 第21号の3	時分割・直交周波数分割多元接続方式 デジタルコードレス電話	親機		
352. 365	(注3)	子機		
第 2 条第 1 項 第 22 号	PHS 陸上移動局	1	120,000	140,000
第 2 条第 1 項 第 32 号	狭域通信システム用 陸上移動局			2-3,000
第2条第1項 第33号の2	狭域通信システム用 試験局			
第 2 条第 1 項 第 47 号	超広帯域無線システム			
第2条第1項 第47号の2	超広帯域無線システム (UWB レーダー)			
第 2 条第 1 項 第 64 号	700MHz 帯高度道路交通システム用 陸上	移動局		
第 2 条第 1 項 第 75 号	5. 2GHz 帯高出力データ通信システム用 陸上移動局			

注1: $13{
m GHz}$ 以上: 「移動体検知センサー」、「ミリ波レーダー」 が該当します。 その他の設備は $13{
m GHz}$ 未満の無線設備となります。

注2: 「コードレス電話」または「デジタルコードレス電話」の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の認証手数料は半額となります。

2-2-2. 包括免許局(法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備) (単位:円)

種別	略称	認証	手数料
		既認証の無線設備を再 申込する場合であっ て、認証取扱業者等の 変更を伴う場合	左記の場合で且つ申請電 力値を変更しない空中線 の増設、撤去または変更 が伴う場合
第2条第1項 第1号の4	MCA 陸上移動局		
第 2 条第 1 項 第 9 号	Ku 帯 VSAT 地球局		
第2条第1項 第9号の2	Ka 帯 VSAT 地球局	_	
第 2 条第 1 項 第 10 号	携帯無線通信用 中継局	-	
第2条第1項 第10号の2	携帯無線通信用 中継局	-	
第2条第1項 第11号の3	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	-	
第2条第1項 第11号の4	CDMA2000 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	_	
第2条第1項 第11号の7	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	190,000	140,000
第2条第1項 第11号の8	CDMA2000(1xEV-D0)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の8の2	CDMA2000(3xEV-D0)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	_	
第2条第1項 第11号の11	TD-CDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局		
第2条第1項 第11号の12	TD-SCDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局		
第2条第1項 第11号の15	TD-0FDMA(次世代 PHS)方式 携帯無線通信用 陸上移動局		
第2条第1項 第11号の17	TD-FDMA(MBTDD 625k) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	-	
第2条第1項 第11号の19	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局		
第2条第1項 第11号の19の2	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局(NB-IoT)		

種別	略称	認証手数料	
		既認証の無線設備を再 申込する場合であっ て、認証取扱業者等の 変更を伴う場合	左記の場合で且つ申請電 力値を変更しない空中線 の増設、撤去または変更 が伴う場合
第2条第1項 第11号の19の3	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局(eMTC)		
第2条第1項 第11号の21	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局		
第2条第1項 第11号の21の2	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局(中継)	-	
第2条第1項 第11号の25	OFDMA(モバイル WiMAX)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	_	
第2条第1項 第11号の26	OFDMA (TD-UMB)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	_	
第2条第1項 第11号の30	第5世代移動通信システム用 陸上移動局	_	
第2条第1項第14号	携帯移動衛星データ通信用 地球局 (対地静止)(オムニトラック)	_	
第2条第1項 第14号の2	携帯移動衛星データ通信用 地球局 (非静止)(オーブコム)	_	
第2条第1項 第15号の2	加入者系多方向用 移動局	120,000	140,000
第2条第1項 第19号の9	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局	_	
第2条第1項 第19号の10	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局 (0.2 マイクロワット以下)	_	
第2条第1項 第20号の2	800MHz 帯デジタル MCA (陸上移動局)	-	
第2条第1項 第25号の2	周波数自動選択 RZSSB	-	
第2条第1項 第25号の3	周波数自動選択 RZSSB	-	
第2条第1項 第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル	-	
第2条第1項 第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル		

2-2-2. 続き 包括免許局(法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備) (単位:円)

種別	略称	認証	手数料
		既認証の無線設備を再申 込する場合であって、認 証取扱業者等の変更を伴 う場合	左記の場合で且つ申請電 力値を変更しない空中線 の増設、撤去または変更が 伴う場合
第 2 条第 1 項 第 28 号	携帯移動衛星通信用 地球局 (対地静止) (N-STAR)		
第2条第1項 第28号の2	携帯移動衛星通信用 地球局 (非静止)(イリジウム)		
第2条第1項 第28号の2の2	スラーヤ衛星携帯移動地球局		
第2条第1項 第28号の2の3	グローバルスター携帯移動地球局		
第2条第1項 第28号の2の4	ESIM 携帯移動地球局		
第 2 条第 1 項 第 30 号	インマルサット携帯移動地球局		
第2条第1項 第30号の2	ESV 携帯移動地球局		
第2条第1項 第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局	120,000	140,000
第2条第1項 第30号の4	防災対策携帯移動地球局		
第 2 条第 1 項 第 31 号	ルーラル加入者無線		
第 2 条第 1 項 第 39 号	デジタル空港無線通信用 陸上移動局 (設備規則第49条の15の2第1項)		
第 2 条第 1 項 第 46 号	航空移動衛星通信システム		
第 2 条第 1 項第 51 号	Wi MAX 用 陸上移動局		
第 2 条第 1 項 第 54 号	AXGP, TD-LTE 用 陸上移動局		
第2条第1項 第54号の4	AXGP, TD-LTE 用 陸上移動局(eMTC)		

種別	略称	認証	手数料
		既認証の無線設備を再申 込する場合であって、認 証取扱業者等の変更を伴 う場合	左記の場合で且つ申請電 力値を変更しない空中線 の増設、撤去または変更が 伴う場合
第2条第1項 第1号の4	MCA(指令局)		
第2条第1項 第1号の9	SSB		
第2条第1項 第1号の10	デジタル		
第2条第1項 第1号の11	F3E 等		
第2条第1項 第1号の12	特定ラジオマイク		
第2条第1項 第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク		
第2条第1項 第1号の13	海上用 DSB		
第2条第1項 第1号の14	SSB	190,000	140,000
第2条第1項 第1号の15	F3E 等	120,000	140,000
第2条第1項第2号	無線標定		
第2条第1項 第2号の2	ラジオ・ブイ		
第2条第1項 第3号の2	気象援助局		
第2条第1項 第4号の2	簡易無線		
第2条第1項 第4号の4	無線操縦用簡易無線		
第2条第1項 第4号の5	デジタル簡易無線		
第2条第1項 第4号の6	デジタル簡易無線 (キャリアセンス機能あり)		

種別	略称	認証	手数料
		既認証の無線設備を再申 込する場合であって、認 証取扱業者等の変更を伴 う場合	左記の場合で且つ申請電 力値を変更しない空中線 の増設、撤去または変更が 伴う場合
第2条第1項 第4号の7	簡易無線		
第 2 条第 1 項 第 5 号	50GHz 帯 CR(簡易無線)		
第 2 条第 1 項 第 6 号	構内無線		
第2条第1項 第6号の2	920MHz 帯構内無線 (キャリアセンス機能あり)		
第2条第1項 第6号の3	2450MHz 帯構内無線 (周波数ホッピング方式)		
第 2 条第 1 項 第 10 号	携帯無線通信用 中継局 (陸上移動中継局)		
第2条第1項 第10号の2	携带無線通信用 中継局 (陸上移動中継局)		
第2条第1項 第11号の5	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 基地局等	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の6	CDMA2000 方式 携帯無線通信用 基地局等	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の6の2	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	-	
第2条第1項 第11号の6の3	CDMA2000 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	-	
第2条第1項 第11号の6の4	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局		
第2条第1項 第11号の6の5	CDMA2000 方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局		
第2条第1項 第11号の9	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 基地局等		
第2条第1項 第11号の10	CDMA2000(1xEV-D0)方式 携帯無線通信用 基地局等		
第2条第1項 第11号の10の2	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局		

種別	略称	認証	手数料
		既認証の無線設備を再申 込する場合であって、認 証取扱業者等の変更を伴 う場合	左記の場合で且つ申請電 力値を変更しない空中線 の増設、撤去または変更 が伴う場合
第2条第1項 第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-D0)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局		
第2条第1項 第11号の10の4	W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局		
第2条第1項 第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-D0)方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局		
第2条第1項 第11号の13	TD-CDMA 方式 携帯無線通信用 基地局等	_	
第2条第1項 第11号の14	TD-SCDMA 方式 携帯無線通信用基地局等		
第2条第1項 第11号の16	TD-OFDMA(次世代 PHS)方式 携帯無線通信用基地局等		
第2条第1項 第11号の18	TD-FDMA(MBTDD 625k)方式 携帯無線通信用 基地局等		
第2条第1項 第11号の20	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等	120,000	140,000
第2条第1項 第11号の20の2	SC-FDA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	_	
第2条第1項 第11号の20の3	SC-FDA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	_	
第2条第1項 第11号の20の4	SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用基地局等	_	
第2条第1項 第11号の20の5	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	_	
第2条第1項 第11号の20の6	SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用 屋内基地局	-	
第2条第1項 第11号の22	SC-FDMA(TD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等	-	
第2条第1項 第11号の23	SC-FDMA(TD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局		

種別	略称	認証	手数料
		既認証の無線設備を再申 込する場合であって、認 証取扱業者等の変更を伴 う場合	左記の場合で且つ申請電 力値を変更しない空中線 の増設、撤去または変更 が伴う場合
第2条第1項 第11号の24	SC-FDMA(TD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局等		
第2条第1項 第11号の27	OFDMA(モバイル Wi MAX) 方式 携帯無線通信用 基地局等		
第2条第1項 第11号の28	OFDMA(TD-UMB)方式 携帯無線通信用 基地局等		
第2条第1項 第11号の29	第5世代移動通信システム用 基地局等		
第2条第1項 第11号の31	第5世代移動通信システム用 基地局等		
第 2 条第 1 項 第 12 号	アマチュア無線		
第 2 条第 1 項 第 15 号	加入者系多方向用 基地局		
第2条第1項 第15号の3	加入者系対向用 移動局	120,000	140,000
第2条 第1項第16号	テレメータ用 等の固定局	,	·
第 2 条第 1 項 第 17 号	非常警報用 固定局		
第 2 条第 1 項 第 18 号	22GHz 帯固定局		
第2条第1項 第19号の5	5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局		
第2条第1項 第19号の6	5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局 (0.2 マイクロワット以下)		
第2条第1項 第19号の7	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局		
第2条第1項 第19号の8	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局 (0.2 マイクロワット以下)		

種別	略称	認証	手数料
		既認証の無線設備を再申 込する場合であって、認 証取扱業者等の変更を伴 う場合	左記の場合で且つ申請電 力値を変更しない空中線 の増設、撤去または変更 が伴う場合
第2条第1項 第20号の2	800MHz 帯デジタル MCA (デジタル指令局)		
第 2 条第 1 項 第 23 号	PHS 基地局	_	
第2条第1項 第23号の2	PHS 中継局		
第2条第1項 第23号の3	PHS 試験局		
第 2 条第 1 項 第 24 号	38GHz 帯固定局	_	
第 2 条第 1 項 第 25 号	RZSSB		
第2条第1項 第25号の4	狭帯域デジタル	_	
第 2 条第 1 項 第 26 号	車両感知用無線標定陸上局	120,000	140,000
第 2 条第 1 項 第 27 号	道路交通情報ビーコン	_	
第2条第1項 第28号の3	設備規則第 48 条第 1 項のレーダー (第 3 種レーダー)	-	
第 2 条第 1 項 第 29 号	設備規則第 48 条第 4 項のレーダー (第 4 種レーダー)		
第2条第1項 第31号の2	60GHz 帯高速無線回線用 基地局		
第2条第1項 第31号の3	60GHz 帯高速無線回線用 多方向陸上移動局		
第2条第1項 第31号の4	60GHz 帯高速無線回線用 対向陸上移動局		
第2条第1項 第31号の5	80GHz 带高速無線回線用 陸上移動局		

種別	略称	認証	手数料
		既認証の無線設備を再申 込する場合であって、認 証取扱業者等の変更を伴 う場合	左記の場合で且つ申請電 力値を変更しない空中線 の増設、撤去または変更 が伴う場合
第 2 条第 1 項 第 33 号	狭域通信システム用 基地局		
第 2 条第 1 項 第 38 号	市町村デジタル防災無線通信用 固定局	-	
第 2 条第 1 項 第 40 号	デジタル空港無線通信用 陸上移動局 (設備規則第49条の15の2第1項及び第2項)	-	
第 2 条第 1 項 第 41 号	18GHz 帯基地局等 (周波数分割複信方式又は時分割複信方式)	-	
第 2 条第 1 項 第 42 号	18GHz 帯陸上移動局 (4 相位相変調方式)	-	
第 2 条第 1 項 第 43 号	18GHz 帯基地局・陸上移動中継局	-	
第 2 条第 1 項 第 44 号	18GHz 帯電気通信業務用固定局	-	
第 2 条第 1 項 第 48 号	1500MHz 帯電気通信業務用 固定局	120,000	140,000
第 2 条第 1 項 第 49 号	WiMAX 用 基地局等	-	
第2条第1項 第52号の2	WiMAX用 フェムトセル基地局	-	
第2条第1項 第52号の3	WiMAX 用 屋内小型基地局	-	
第 2 条第 1 項 第 53 号	AXGP, TD-LTE 用 基地局等	-	
第2条第1項 第54号の2	AXGP, TD-LTE 用 フェムトセル基地局	-	
第2条第1項 第54号の3	AXGP,TD-LTE 用 屋内小型基地局	-	
第 2 条第 1 項 第 57 号	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィラー	-	

種別	略称	認証	手数料
		既認証の無線設備を再 申込する場合であって、 認証取扱業者等の変更 を伴う場合	左記の場合で且つ申請電 力値を変更しない空中線 の増設、撤去または変更が 伴う場合
第2条第1項 第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィラー(CATV 網等接続型)		
第2条第1項 第57号の3	エリア放送をおこなう地上一般放送局		
第2条第1項 第57号の4	ラジオ放送用ギャップフィラー		
第 2 条第 1 項第 58 号	簡易型船舶自動識別装置		
第2条第1項第59号	簡易国際 VHF (25W 以下)		
第2条第1項第60号	簡易国際 VHF (5W 以下)		
第2条第1項第61号	200MHz 帯広帯域移動無線通信用 基地局		
第2条第1項第62号	200MHz 帯 広帯域移動無線通信用 陸上基地局	120,000	140,000
第2条第1項第63号	700MHz 帯 高度道路交通システム用 基地局		
第2条第1項第65号	23GHz 帯 陸上移動局		
第2条第1項第66号	23GHz 帯 固定局		
第 2 条第 1 項第 67 号	11GHz 又は 15GHz 帯固定局		
第 2 条第 1 項第 68 号	携帯用位置指示無線標識		
第 2 条第 1 項第 69 号	6. 5GHz 又は 7. 5GHz 帯可搬型システム		
第 2 条第 1 項第 70 号	6GHz 帯電気通信業務用固定局		

種別	略称	認証手数料	
		既認証の無線設備を再申 込する場合であって、認 証取扱業者等の変更を伴 う場合	左記の場合で且つ申請電 力値を変更しない空中線 の増設、撤去または変更 が伴う場合
第2条第1項 第71号	6. 5GHz 又は 7. 5GHz 帯固定局		
第 2 条第 1 項 第 72 号	無人移動体画像伝送システム		
第 2 条第 1 項 第 73 号	5. 2GHz 高出力データ通信システム 基地局	120,000	140,000
第 2 条第 1 項 第 76 号	150MHz 帯VHFデータ交換装置		
第2条第1項 第77号	400MHz 帯デジタル船上通信設備		

2-3. 変更の申込

2-3-1. 変更の工事 ~ 表4 第2項の変更の工事に係る事項

2-3-1-1. 免許不要局(法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備) (単位:円)

種別	略称		認証=	手数料
			一の特定無線設備を提出 する場合	一の特定無線設備を提出 しない場合 (試験結果報告書を提出 する場合)
第 2 条第 1 項 第 3 号	市民ラジオ		390,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 7 号	コードレス電話(注3)	親機	390,000	200,000
×1		子機	390,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 8 号	特定小電力機器(注2)	13GHz 未満	390,000	200,000
,		13GHz 以上	650,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 13 号	小電力セキュリティ		390,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 19 号	2. 4GHz 帯高度化小電力データ通信	言システム	390,000	200,000
第2条第1項 第19号の2	2. 4GHz 帯小電力データ通信シスラ	ب	390,000	200,000
第2条第1項 第19号の2の2	2. 4GHz 帯小電力データ通信シスラ (模型飛行機用、2400~2483. 5Mr		390,000	200,000
第2条第1項 第19号の2の3	2. 4GHz 帯小電力データ通信シスラ (模型飛行機用、2471~2497MHz)		390,000	200,000
第2条第1項 第19号の3	5GHz 帯小電力データ通信システム	4	390,000	200,000
第2条第1項 第19号の3の2	5GHz 帯屋外型小電力データ通信シ	ンステム	390,000	200,000
第2条第1項 第19号の3の3	5GHz 帯小電力データ通信システム	4	390,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 19 号の 4	準ミリ波帯小電力データ通信シス	ステム	650,000	200,000
第2条第1項 第19号の4の2	60GHz 帯小電力データ通信システ	L	650,000	200,000

種別	略称		認証与	F数料
			一の特定無線設備を提出 する場合	一の特定無線設備を提出 しない場合 (試験結果報告書を提出 する場合)
第2条第1項第19号の4の3	60GHz 帯小電力データ通信システム		650,000	200,000
第2条第1項 第19号の11	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局		390,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 21 号	時分割多元接続方式狭帯域 デジタルコードレス電話 (注3)	親機	480,000	200,000
		子機	480,000	200,000
第2条第1項 第21号の2	時分割多元接続方式広帯域 デジタルコードレス電話 (注3)	親機	480,000	200,000
3, 21, 30, 2	プングルコードレス电品 (圧5)	子機	480,000	200,000
第2条第1項 第21号の3	時分割・直交周波数分割多元接続方式 デジタルコードレス電話 (注3)	親機	480,000	200,000
\$ 21 507 5	プンタルコードレス电品 (圧3)	子機	480,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 22 号	PHS 陸上移動局		480,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 32 号	狭域通信システム用陸上移動局		390,000	200,000
第2条第1項 第33号の2	狭域通信システム用試験局		390,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 47 号	超広帯域無線システム		480,000	200,000
第2条第1項 第47号の2	超広帯域無線システム(UWB レーダー)		650,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 64 号	700MHz 帯高度道路交通システム用 陸上	移動局	390,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 75 号	5. 2GHz 帯高出力データ通信システム用	陸上移動局	390,000	200,000

注1: $13{
m GHz}$ 以上: 「移動体検知センサー」、「ミリ波レーダー」 が該当します。 その他の設備は $13{
m GHz}$ 未満の無線 設備となります。

注2: 「コードレス電話」または「デジタルコードレス電話」の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の認証手数料は半額となります。

2-3-1-2. 包括免許局(法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備) (単位:円)

種別	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を提出 する場合	一の特定無線設備を提出 しない場合 (試験結果 報告書を提出する場合)
第2条第1項 第1号の4	MCA 陸上移動局	390,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 9 号	Ku 帯 VSAT 地球局	650,000	200,000
第2条第1項 第9号の2	Ka 帯 VSAT 地球局	650,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 10 号	携帯無線通信用 中継局	650,000	200,000
第2条第1項 第10号の2	携帯無線通信用 中継局	650,000	200,000
第2条第1項 第11号の3	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項 第11号の4	CDMA2000 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項 第11号の7	W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項 第11号の8	CDMA2000 (1xEV-D0) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項 第11号の8の2	CDMA2000 (3xEV-D0) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 11 号の 11	TD-CDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 11 号の 12	TD-SCDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項 第11号の15	TD-OFDMA 方式(次世代 PHS)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項 第11号の17	TD-FDMA 方式(MBTDD 625k)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 11 号の 19	SC-FDMA(FDD 方式)(LTE-FDD)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項 第11号の19の2	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局(NB-IoT)	480,000	200,000

種別	略称	認証号	手数料
		一の特定無線設備を提出 する場合	一の特定無線設備を提出 しない場合 (試験結果報告書を提出 する場合)
第2条第1項 第11号の19の3	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局(eMTC)	480,000	200,000
第2条第1項 第11号の21	SC-FDMA(TDD-LT)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項 第11号の21の2	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局 (中継)	480,000	200,000
第2条第1項 第11号の23	OFDMA(FDD-UMB)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項 第11号の25	OFDMA (モバイル Wi MAX) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項 第11号の26	OFDMA (TD-UMB)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	480,000	200,000
第2条第1項 第11号の30	第5世代移動通信システム用 陸上移動局	620,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 14 号	携帯移動衛星データ通信用 地球局 (対地静止) (オムニトラック)	650,000	200,000
第2条第1項 第14号の2	携帯移動衛星データ通信用 地球局 (非静止) (オーブコム)	480,000	200,000
第2条第1項 第15号の2	加入者系多方向用 移動局	650,000	200,000
第2条第1項 第19号の9	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局および携帯局	420,000	200,000
第2条第1項 第19号の10	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局 (0.2 マイクロワット以下)	420,000	200,000
第2条第1項 第20号の2	800MHz 帯デジタル MCA (陸上移動局)	390,000	200,000
第2条第1項 第25号の2	周波数自動選択 RZSSB	420,000	200,000
第2条第1項 第25号の3	周波数自動選択 RZSSB	420,000	200,000
第2条第1項 第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル	420,000	200,000

2-3-1-2. 続き 包括免許局(法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備) (単位:円)

種別	略称	認証	手数料
		一の特定無線設備を提出 する場合	一の特定無線設備を提出 しない場合 (試験結果報告書を提出 する場合)
第2条第1項 第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル	420,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 28 号	携帯移動衛星通信用 地球局 (対地静止) (N-STAR)	480,000	200,000
第2条第1項 第28号の2	携帯移動衛星通信用 地球局 (非静止) (イリジウム)	480,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 28 号の 2 の 2	スラーヤ衛生携帯移動地球局	480,000	200,000
第2条第1項 第28号の2の3	グローバルスター携帯移動地球局	650,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 28 号の 2 の 4	ESIM 携帯移動地球局	650,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 30 号	インマルサット携帯移動地球局	480,000	200,000
第2条第1項 第30号の2	ESV 携带移動地球局	650,000	200,000
第2条第1項 第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局	650,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 31 号	ルーラル加入者無線	390,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 39 号	デジタル空港無線通信用 陸上移動局 (設備規則第49条の15の2第1項)	390,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 46 号	航空移動衛星通信システム	480,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 51 号	WiMAX 用 陸上移動局	480,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 54 号	AXGP,TD-LTE 用 陸上移動局	480,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 54 号の 4	AXGP,TD-LTE 用 陸上移動局 (eMTC)	480,000	200,000

種別	略称	認証手	数料
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出 しない場合 (試験結果報告書を提出 する場合)
第2条第1項 第1号の4	MCA(指令局)	420,000	200,000
第2条第1項 第1号の9	SSB	420,000	200,000
第2条第1項 第1号の10	デジタル	420,000	200,000
第2条第1項 第1号の11	F3E 等	420,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 1 号の 12	特定ラジオマイク	420,000	200,000
第2条第1項 第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク	420,000	200,000
第2条第1項 第1号の13	海上用 DSB	420,000	200,000
第2条第1項 第1号の14	SSB	420,000	200,000
第2条第1項 第1号の15	F3E 等	420,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 2 号	無線標定	680,000	200,000
第2条第1項 第2号の2	ラジオ・ブイ	420,000	200,000
第2条第1項 第3号の2	気象援助局	420,000	200,000
第2条第1項 第4号の2	簡易無線	420,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 4 号の 4	無線操縦用簡易無線	420,000	200,000
第2条第1項 第4号の5	デジタル簡易無線	420,000	200,000

種別	略称	認証手	=数料
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出 しない場合 (試験結果報告書を提出 する場合)
第2条第1項 第4号の6	デジタル簡易無線 (キャリアセンス機能あり)	420,000	200,000
第2条第1項 第4号の7	簡易無線	420,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 5 号	50GHz 帯 CR(簡易無線)	680,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 6 号	構内無線	420,000	200,000
第2条第1項 第6号の2	920MHz 帯構内無線 (キャリアセンス機能あり)	420,000	200,000
第2条第1項 第6号の3	2450MHz 帯構内無線 (周波数ホッピング方式)	420,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 10 号	携帯無線通信用 中継局 (陸上移動中継局)	650,000	200,000
第2条第1項 第10号の2	携帯無線通信用 中継局 (陸上移動中継局)	650,000	200,000
第2条第1項 第11号の5	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の6	CDMA2000 方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第2条第1項第11号の6の2	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	510,000	200,000
第2条第1項第11号の6の3	CDMA2000 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	510,000	200,000
第2条第1項第11号の6の4	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	510,000	200,000
第2条第1項第11号の6の5	CDMA2000 方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局 1-1-3	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の9	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の10	CDMA2000 (1xEV-D0) 方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000

種別	略称	認証	手数料
		一の特定無線設備を提出 する場合	一の特定無線設備を提出 しない場合 (試験結果報告書を提出す る場合)
第2条第1項 第11号の10の2	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の10の3	CDMA2000 (1x EV-D0) 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の10の4	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-D0)方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の13	TD-CDMA 方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の14	TD-SCDMA 方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の16	TD-OFDMA 方式(次世代 PHS)方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の18	TD-FDMA 方式 (MBTDD 625k)方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の20	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の20の2	SC-FDA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の20の3	SC-FDA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の20の4	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の20の5	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	510,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 11 号の 20 の 6	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の22	SC-FDMA (TD-LTE) 方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000

種別	略称	認証手数料	
		一の特定無線設備を提出 する場合	一の特定無線設備を提出 しない場合 (試験結果報告書を提出す る場合)
第 2 条第 1 項 第 11 号の 23	SC-FDMA (TD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の24	SC-FDMA(TD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第11号の27	OFDMA(モバイル WiMAX)方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 11 号の 28	OFDMA (TD-UMB) 方式 携帯無線通信用 基地局等	510,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 11 号の 29	第5世代移動通信システム用 基地局等	620,000	200,000
第2条第1項 第11号の31	第5世代移動通信システム用 基地局等	680,000	200,000

種別略称		認証手数料	
		一の特定無線設備を 提出する場合	一の特定無線設備を提出 しない場合 (試験結果報告書を提出 する場合)
第 2 条第 1 項 第 12 号	アマチュア無線	510,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 15 号	加入者系多方向用 基地局	680,000	200,000
第2条第1項 第15号の3	加入者系対向用 移動局	680,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 16 号	テレメータ用等の固定局	420,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 17 号	非常警報用 固定局	420,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 18 号	22GHz 帯固定局	680,000	200,000

種別	略称	認	证手数料
		一の特定無線設備を 提出する場合	一の特定無線設備を提出 しない場合 (試験結果報告書を提出 する場合)
第2条第1項 第19号の5	5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局	420,000	200,000
第2条第1項 第19号の6	5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局 (0.2 マイクロワット以下)	420,000	200,000
第2条第1項 第19号の7	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局	420,000	200,000
第2条第1項 第19号の8	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局 (0.2 マイクロワット以下)	420,000	200,000
第2条第1項 第20号の2	800MHz 帯デジタル MCA (デジタル指令局)	420,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 23 号	PHS 基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第23号の2	PHS 中継局	510,000	200,000
第2条第1項 第23号の3	PHS 試験局	510,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 24 号	38GHz 帯固定局	680,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 25 号	RZSSB	420,000	200,000
第2条第1項 第25号の4	狭帯域デジタル	420,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 26 号	車両感知用 無線標定陸上局	680,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 27 号	道路交通情報ビーコン	420,000	200,000
第2条第1項 第28号の3	設備規則第 48 条第 1 項のレーダー (第 3 種レーダー)	420,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 29 号	設備規則第 48 条第 4 項のレーダー (第 4 種レーダー)	420,000	200,000

種別	略称	認証	手数料
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出 しない場合 (試験結果報告書を提出 する場合)
第2条第1項 第31号の2	60GHz 帯高速無線回線用 基地局	680,000	200,000
第2条第1項 第31号の3	60GHz 帯高速無線回線用 多方向陸上移動局	650,000	200,000
第2条第1項 第31号の4	60GHz 帯高速無線回線用 対向陸上移動局	680,000	200,000
第2条第1項 第31号の5	80GHz 帯高速無線回線用 陸上移動局	680,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 33 号	狭域通信システム用 基地局	420,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 38 号	市町村デジタル防災無線通信用 固定局	420,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 40 号	デジタル空港無線通信用 陸上移動局 (周波数分割複信方式又は時分割複信方式)	420,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 41 号	18GHz 帯基地局等 (周波数分割複信方式又は時分割複信方式)	680,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 42 号	18GHz 帯陸上移動局 (4 相位相変調方式)	680,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 43 号	18GHz 帯基地局・陸上移動中継局	680,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 44 号	18GHz 帯電気通信業務用 固定局	680,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 48 号	1500MHz 帯電気通信業務用 固定局	510,000	200,000
第 2 条第 1 項 第 49 号	WiMAX 用 基地局等	510,000	200,000
第2条第1項 第52号の2	WiMAX 用 フェムトセル基地局	510,000	200,000
第2条第1項 第52号の3	WiMAX 用 屋内小型基地局	510,000	200,000

種別略称		認証手数料		
		一の特定無線設備を提出 する場合	一の特定無線設備を提出 しない場合 (試験結果報告書を提出 する場合)	
第 2 条第 1 項 第 53 号	AXGP, TD-LTE 用 基地局等	510,000	200,000	
第2条第1項 第54号の2	AXGP, TD-LTE 用 フェムトセル基地局	510,000	200,000	
第2条第1項 第54号の3	AXGP, TD-LTE 用 屋内小型基地局	510,000	200,000	
第 2 条第 1 項 第 57 号	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィラー	510,000	200,000	
第2条第1項 第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィラー(CATV 網等接続型)	510,000	200,000	
第2条第1項 第57号の3	エリア放送をおこなう地上一般放送局	510,000	200,000	
第2条第1項 第57号の4	ラジオ放送用 ギャップフィラー	510,000	200,000	
第 2 条第 1 項 第 58 号	簡易型船舶自動識別装置	420,000	200,000	
第 2 条第 1 項 第 59 号	簡易型国際 VHF (25W 以下)	420,000	200,000	
第 2 条第 1 項 第 60 号	簡易型国際 VHF (5W 以下)	420,000	200,000	
第 2 条第 1 項 第 61 号	200MHz 帯広帯域移動無線通信用 基地局	510,000	200,000	
第 2 条第 1 項 第 62 号	200MHz 帯広帯域移動無線通信用 陸上基地局	510,000	200,000	
第2条第1項第63号	700MHz 帯高度道路交通システム用 基地局	510,000	200,000	
第 2 条第 1 項第 65 号	23GHz 帯陸上移動局	680,000	200,000	
第 2 条第 1 項第 66 号	23GHz 帯固定局	680,000	200,000	
第 2 条第 1 項 第 67 号	11GHz 又は 15GHz 帯固定局	680,000	200,000	

種別	種別 略称		認証手数料	
		一の特定無線設備を提出する場合	一の特定無線設備を提出 しない場合 (試験結果報告書を提出 する場合)	
第 2 条第 1 項 第 68 号	携帯用位置指示無線標識	480,000	200,000	
第 2 条第 1 項 第 69 号	6. 5GHz 又は 7. 5GHz 帯可搬型システム	420,000	200,000	
第 2 条第 1 項 第 70 号	6GHz 帯電気通信業務用固定局	420,000	200,000	
第2条第1項 第71号	6. 5GHz 又は 7. 5GHz 帯固定局	420,000	200,000	
第 2 条第 1 項 第 72 号	無人移動体画像伝送システム	420,000	200,000	
第 2 条第 1 項 第 73 号	5. 2GHz 高出力データ通信システム 基地局	390,000	200,000	
第 2 条第 1 項 第 74 号	5. 2GHz 高出力データ通信システム 陸上移動中継局	390,000	200,000	
第 2 条第 1 項 第 76 号	150MHz 帯 V H F データ交換装置	420,000	200,000	
第2条第1項 第77号	400MHz 帯デジタル船上通信設備	420,000	200,000	

2-3-2. 軽微な変更の工事 ~ 表 4 第 1 項の軽微な変更の工事に係る事項

2-3-2-1. 免許不要局(法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備) (単位:円)

種別	略称		認証手数料
第 2 条第 1 項 第 3 号	市民ラジオ		
 第 2 条第 1 項 第 7 号	コードレス電話 (注3)	親機	
		子機	
第2条第1項	特定小電力機器	13GHz 未満	
第8号	(注2)	13GHz 以上	
第 2 条第 1 項 第 13 号	小電力セキュリティ	l .	
第 2 条第 1 項 第 19 号	2. 4GHz 帯高度化小電力	データ通信システム	
第2条第1項 第19号の2	2. 4GHz 帯小電カデータ	通信システム	
第2条第1項 第19号の2の2	2. 4GHz 帯小電カデータ通信システム (模型飛行機用、2400~2483. 5MHz)		
第2条第1項第19号の2の3		2. 4GHz 帯小電力データ通信システム (模型飛行機用、2471~2497MHz)	
第 2 条第 1 項	5GHz 帯小電力データ通	•	
第 19 号の 3			
第2条第1項第19号の3の2	5GHz 帯屋外型小電力データ通信システム		
第2条第1項第19号の3の3	5GHz 帯小電力データ通信システム		
第2条第1項 第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム		
第2条第1項 第19号の4の2	60GHz 帯小電カデータ通信システム		
第2条第1項 第19号の4の3	60GHz 帯小電力データ通信システム		
第2条第1項 第19号の11	5GHz 帯無線アクセスシ	ステム用陸上移動局	

種別	略称		認証手数料
第 2 条第 1 項第 21 号	時分割多元接続方式狭帯域 デジタルコードレス電話 (注3)	親機子機	
第2条第1項 第21号の2	時分割多元接続方式広帯域 デジタルコードレス電話 (注3)	親機子機	
第2条第1項 第21号の3	時分割・直交周波数分割多元接続方式 デジタルコードレス電話 (注3)	親機	
第 2 条第 1 項第 22 号	PHS 陸上移動局		00,000
第 2 条第 1 項 第 32 号	狭域通信システム用 移動局		80,000
第2条第1項 第33号の2	狭域通信システム用 試験局		
第 2 条第 1 項 第 47 号	超広帯域無線システム		
第 2 条第 1 項第 64 号	700MHz 帯高度道路交通システム用 陸上		
第 2 条第 1 項第 75 号	5. 2GHz 帯高出力データ通信システム用「	陸上移動局	

注1: 13GHz 以上: 「移動体検知センサー」、「ミリ波レーダー」 が該当します。 その他の設備は 13GHz 未満の無線設備となります。

注2: 「コードレス電話」または「デジタルコードレス電話」の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の認証手数料は半額となります。

2-3-2-2. 包括免許局 (法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備)

(単位:円)

種別	略称	認証手数料
第2条第1項	MCA 陸上移動局	
第1号の4		
第 2 条第 1 項 第 9 号	Ku 帯 VSAT 地球局	
	V # VOAT III-TA E	
第2条第1項 第9号の2	Ka 帯 VSAT 地球局	
第2条第1項	携帯無線通信用 中継局	
第 10 号		
第2条第1項 第10号の2	携帯無線通信用 中継局	
第2条第1項	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	
第 11 号の 3		
第2条第1項 第11号の4	CDMA2000 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	
第2条第1項 第11号の7	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	
第2条第1項	CDMA2000(1xEV-D0)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	80,000
第11号の8		
第2条第1項第11号の8の2	CDMA2000(3xEV-D0)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	
第 2 条第 1 項 第 11 号の 11	TD-CDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	
第2条第1項	TD-SCDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	
第11号の12		
第2条第1項	TD-OFDMA(次世代 PHS)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	
第 11 号の 15		
第2条第1項 第11号の17	TD-FDMA (MBTDD 625k)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	
	00 FDM/FD LTF)	_
第2条第1項 第11号の19 	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	
第2条第1項 第11号の19の2	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局(NB-IoT)	
第2条第1項 第11号の19の3	SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局 (eMTC)	
	百117 (松百140)	

種別	略称	認証手数料
第2条第1項 第11号の21	SC-FDMA (TD-LTE) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	
第2条第1項 第11号の21の2	SC-FDMA(TD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局 (中継)	
第2条第1項 第11号の25	OFDMA(モバイル Wi MAX) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	
第2条第1項 第11号の26	OFDMA (TD-UMB)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	
第2条第1項 第11号の30	第5世代移動通信システム用 陸上移動局	
第 2 条第 1 項 第 14 号	携帯移動衛星データ通信用 地球局 (対地静止)(オムニトラック)	
第2条第1項 第14号の2	携帯移動衛星データ通信用 地球局 (非静止)(オーブコム)	
第2条第1項 第15号の2	加入者系多方向用移動局	
第2条第1項 第19号の9	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局	80,000
第2条第1項 第19号の10	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局 (0.2 マイクロワット以下)	
第2条第1項 第20号の2	800MHz 帯デジタル MCA (陸上移動局)	
第2条第1項 第25号の2	周波数自動選択 RZSSB	
第2条第1項 第25号の3	周波数自動選択 RZSSB	
第2条第1項 第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル	
第2条第1項 第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル	
第 2 条第 1 項 第 28 号	携带移動衛星通信用 地球局 (対地静止)(N-STAR)	
第2条第1項 第28号の2	携帯移動衛星通信用 地球局 (非静止)(イリジウム)	

2-3-2-2. 続き 包括免許局(法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備) (単位:円)

種別	略称	認証手数料
第2条第1項 第28号の2の2	スラーヤ衛星携帯移動地球局	
第2条第1項 第28号の2の3	グローバルスター携帯移動地球局	
第2条第1項 第28号の2の4	ESIM 携帯移動地球局	
第 2 条第 1 項 第 30 号	インマルサット携帯移動地球局	
第2条第1項 第30号の2	ESV 携帯移動地球局	
第2条第1項 第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局	00.000
第 2 条第 1 項 第 31 号	ルーラル加入者無線	80,000
第 2 条第 1 項 第 39 号	デジタル空港無線通信用 陸上移動局 (設備規則第 49 条の 15 の 2 第 1 項)	
第 2 条第 1 項 第 46 号	航空移動衛星通信システム	
第 2 条第 1 項 第 51 号	WiMAX 用 陸上移動局	
第 2 条第 1 項 第 54 号	AXGP, TD-LTE 用 陸上移動局	
第2条第1項 第54号の4	A AXGP, TD-LTE 用 陸上移動局(eMTC)	

種別	略称	認証手数料
第2条第1項 第1号の4	MCA(指令局)	
第2条第1項	SSB	_
第1号の9		
第2条第1項 第1号の10	デジタル	
第2条第1項 第1号の11	F3E 等	
第2条第1項 第1号の12	特定ラジオマイク	
第 2 条第 1 項 第 1 号の 12 の 2	デジタル特定ラジオマイク	
第2条第1項 第1号の13	海上用 DSB	
第2条第1項 第1号の14	SSB	
第2条第1項 第1号の15	F3E 等	80,000
第2条第1項第2号	無線標定	
第2条第1項 第2号の2	ラジオ・ブイ	
第2条第1項 第3号の2	5.	
第 2 条第 1 項 第 4 号の 2	簡易無線	
第 2 条第 1 項 第 4 号の 4	無線操縦用 簡易無線	
第 2 条第 1 項 第 4 号の 5	デジタル簡易無線	
第2条第1項 第4号の6	デジタル簡易無線 (キャリアセンス機能あり)	
第2条第1項 第4号の7	簡易無線	
	百100 (松百140)	

種別	略称	認証手数料
第2条第1項	50GHz 帯 CR (簡易無線)	
第5号	JOUILE TO ON (自) 20 元 中水/	
第2条第1項	構内無線	
第6号	149 7 7 7元 47%	
第2条第1項	920MHz 帯構内無線	
第6号の2	(キャリアセンス機能あり)	
第2条第1項	2450MHz 帯構内無線	
第6号の3	(周波数ホッピング方式)	
第2条第1項	携帯無線通信用 中継局 (陸上移動中継局)	
第 10 号		
第2条第1項	携帯無線通信用 中継局 (陸上移動中継局)	
第 10 号の 2		
第2条第1項	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 基地局等	
第 11 号の 5 		
第2条第1項	CDMA2000 方式携 帯無線通信用 基地局等	
第11号の6		
第2条第1項	W-CDMA 方式 携帯無線通信用	80,000
第11号の6の2	フェムトセル基地局	,
第2条第1項	CDMA2000 方式 携帯無線通信用	
第11号の6の3	フェムトセル基地局	
第2条第1項	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	
第11号の6の4		
第2条第1項	CDMA2000 方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	
第 11 号の 6 の 5		
第2条第1項	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 基地局等	
第 11 号の 9		
第2条第1項 第11号の10	CDMA2000(1xEV-D0)方式 携帯無線通信用 基地局等	
第2条第1項 第11号の10の2	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	
第2条第1項 第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-D0)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	
第2条第1項 第11号の10の4	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	
A (10 0) 10 07 4	左177 王金地明	

種別	略称	認証手数料
第2条第1項 第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-D0)方式 携帯無線通信用 屋内小型 基地局	
第2条第1項 第11号の13	TD-CDMA 方式 携帯無線通信用 基地局等	
第2条第1項 第11号の14	TD-SCDMA 方式 携帯無線通信用 基地局等	
第2条第1項 第11号の16	TD-OFDMA(次世代 PHS)方 式携帯無線通信用基地局等	
第2条第1項 第11号の18	TD-FDMA(MBTDD 625k) 方式 携帯無線通信用 基地局等	
第2条第1項 第11号の20	SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用 基地局等	
第2条第1項 第11号の20の2	SC-FDA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	
第2条第1項 第11号の20の3	SC-FDA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内小型基地局	
第2条第1項 第11号の20の4	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等	80,000
第2条第1項 第11号の20の5	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	
第2条第1項 第11号の20の6	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局	
第2条第1項 第11号の22	SC-FDMA (TD-LTE) 方式 携帯無線通信用 基地局等	
第2条第1項 第11号の23	SC-FDMA(TD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局	
第 2 条第 1 項 第 11 号の 24	SC-FDMA(TD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局等	
第2条第1項 第11号の27	OFDMA(モバイル Wi MAX) 方式 携帯無線通信用 基地局等	
第2条第1項 第11号の28	OFDMA(TD-UMB)方式 携帯無線通信用 基地局等	

種別	略称	認証手数料
第2条第1項 第11号の29	第5世代移動通信システム用 基地局等	
第2条第1項 第11号の31	第5世代移動通信システム用 基地局等	
第2条第1項第12号	アマチュア無線	
第2条第1項第15号	加入者系多方向用 基地局	
第2条第1項 第15号の3	加入者系対向用 移動局	
第2条第1項第16号	テレメータ用等の固定局	
第2条第1項第17号	非常警報用 固定局	
第2条第1項第18号	22GHz 帯固定局	
第2条第1項 第19号の5	5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局	80,000
第2条第1項 第19号の6	5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局 (0.2 マイクロワット以下)	
第2条第1項 第19号の7	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局	
第2条第1項 第19号の8	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局 (0.2 マイクロワット以下)	
第2条第1項 第20号の2	800MHz 帯デジタル MCA (デジタル指令局)	
第 2 条第 1 項第 23 号	PHS 基地局	
第2条第1項 第23号の2	PHS 中継局	
第2条第1項 第23号の3	PHS 試験局	
第 2 条第 1 項 第 24 号	38GHz 帯固定局	

種別	略称	認証手数料
第 2 条第 1 項 第 25 号	RZSSB	
第2条第1項 第25号の4	狭帯域デジタル	
第 2 条第 1 項 第 26 号	車両感知用 無線標定陸上局	
第 2 条第 1 項 第 27 号	道路交通情報ビーコン	
第2条第1項 第28号の3	設備規則第 48 条第 1 項のレーダー (第 3 種レーダー)	
第 2 条第 1 項 第 29 号	設備規則第 48 条第 4 項のレーダー (第 4 種レーダー)	
第2条第1項 第31号の2	60GHz 帯高速無線回線用 基地局	
第2条第1項 第31号の3	60GHz 帯高速無線回線用 多方向陸上移動局	90,000
第2条第1項 第31号の4	60GHz 帯高速無線回線用 対向陸上移動局	80,000
第2条第1項 第31号の5	80GHz 帯高速無線回線用 陸上移動局	
第 2 条第 1 項 第 33 号	狭域通信システム用 基地局	
第 2 条第 1 項 第 38 号	市町村デジタル防災無線通信用 固定局	
第 2 条第 1 項 第 40 号	デジタル空港無線通信用 陸上移動局 (設備規則第 49 条の 15 の 2 第 1 項及び第 2 項)	
第 2 条第 1 項 第 41 号	18GHz 帯基地局等 (周波数分割複信方式又は時分割複信方式)	
第 2 条第 1 項 第 42 号	18GHz 帯陸上移動局 (4 相位相変調方式)	
第 2 条第 1 項 第 43 号	18GHz 帯基地局・陸上移動中継局	

種別	略称	認証手数料
第 2 条第 1 項 第 44 号	18GHz 帯電気通信業務用 固定局	
第 2 条第 1 項 第 48 号	1500MHz 帯電気通信業務用 固定局	
第 2 条第 1 項 第 49 号	WiMAX 用 基地局等	
第2条第1項 第52号の2	WiMAX 用 フェムトセル基地局	
第2条第1項 第52号の3	WiMAX 用 屋内小型基地局	
第 2 条第 1 項 第 53 号	AXGP,TD-LTE 用 基地局等	
第 2 条第 1 項 第 54 号の 2	AXGP, TD-LTE 用 フェムトセル基地局	
第2条第1項 第54号の3	AXGP,TD-LTE 用 屋内小型基地局	80,000
第 2 条第 1 項 第 57 号	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィラー	80,000
第2条第1項 第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィラー (CATV 網等接続型)	
第2条第1項 第57号の3	エリア放送をおこなう地上一般放送局	
第2条第1項 第57号の4	ラジオ放送用 ギャップフィラー	
第 2 条第 1 項 第 58 号	簡易型船舶自動識別装置	
第 2 条第 1 項 第 59 号	簡易国際 VHF (25W 以下)	
第 2 条第 1 項 第 60 号	簡易国際 VHF (5W 以下)	
第 2 条第 1 項 第 61 号	200MHz 帯広帯域移動無線通信用 基地局	

種別	略称	認証手数料
一 0 冬 竺 1 五	ᅁᅅᆒᇅᄬᅷᄬᅷᅶᅕᅕᇷᅋᇄᅝᅚᆖᄆᄜᆂᄔᅗᄱᄝ	
第2条第1項第62号	200MHz 帯広帯域移動無線通信用 陸上基地局	
第 2 条第 1 項 第 63 号	700MHz 帯高度道路交通システム用 基地局	
第 2 条第 1 項 第 65 号	23GHz 帯 陸上移動局	
第 2 条第 1 項 第 66 号	23GHz 帯 固定局	
第 2 条第 1 項 第 67 号	11GHz 又は 15GHz 帯固定局	
第 2 条第 1 項 第 68 号	携帯用位置指示無線標識	
第 2 条第 1 項 第 69 号	6. 5GHz 又は 7. 5GHz 帯可搬型システム	80,000
第 2 条第 1 項 第 70 号	6GHz 帯電気通信業務用 固定局	30,000
第 2 条第 1 項 第 71 号	6. 5GHz 又は 7. 5GHz 帯固定局	
第 2 条第 1 項 第 72 号	無人移動体画像伝送システム	
第 2 条第 1 項 第 73 号	5. 2GHz 高出力データ通信システム基地局	
第 2 条第 1 項 第 74 号	5. 2GHz 高出力データ通信システム陸上移動中継局	
第 2 条第 1 項第 76 号	150MHz 帯 V H F データ交換装置	
第 2 条第 1 項第 77 号	400MHz 帯デジタル船上通信設備	

2-3-3. その他の変更 ~ 工場変更及び追加、型式名称変更、製造者名等変更

(単位:円) 2-3-3-1. 免許不要局(法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備)

種別	略称	略称		認証手数料			
			工場変更 及び追加 (1 件目)	工場変更 及び追加 (2 件目以降 1 件あたり)	製造者名又は 販売業者名 変更	型式名称 変更等	
第 2 条第 1 項 第 3 号	市民ラジオ						
第 2 条第 1 項 第 7 号	コードレス電話	親機	-				
י זיגא	(注3)	子機					
第 2 条第 1 項 第 8 号	特定小電力機器	13GHz 未満					
د م د	(注2)	13GHz 以上					
第 2 条第 1 項 第 13 号	小電力セキュリティ						
第 2 条第 1 項 第 19 号	2. 4GHz 帯高度化小電力	データ通信システム					
第2条第1項 第19号の2	2. 4GHz 帯小電力データ近	通信システム					
第2条第1項 第19号の2の2	2. 4GHz 帯小電力データ道 (模型飛行機用、2400~		33,000	6,000	26,000	20,000	
第2条第1項 第19号の2の3	2. 4GHz 帯小電力データ道 (模型飛行機用、2471~						
第2条第1項 第19号の3	5GHz 帯小電力データ通信	言システム					
第2条第1項 第19号の3の2	5GHz 帯屋外型小電力デー	−タ通信システム					
第2条第1項 第19号の3の3	5GHz 帯小電力データ通信	言システム					
第2条第1項 第19号の4	準ミリ波帯小電力データ	通信システム					
第2条第1項 第19号の4の2	60GHz 帯小電力データ通	信システム					
第2条第1項第19号の4の3	60GHz 帯小電力データ通	信システム					

種別	略称		認証手数料			
			工場変更 及び追加 (1件目)	工場変更 及び追加 (2 件目以降 1 件あたり)	製造者名又は 販売業者名 変更	型式名称 変更等
第2条第1項 第19号の11	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局					
第 2 条第 1 項 第 21 号	時分割多元接続方式狭帯域 デジタルコードレス電話	親機	1			
210 = 1 G	(注3)	子機				
第2条第1項 第21号の2	時分割多元接続方式広帯域 デジタルコードレス電話	親機	1			
20-2-0-0-0	(注3)	子機				
第2条第1項 第21号の3	時分割・直交周波数分割多元接続 方式 デジタルコードレス電話	親機	1			
3,21 9,00	(注3)	子機]			
第2条第1項 第22号	PHS 陸上移動局		33,000	6,000	26,000	20,000
第 2 条第 1 項 第 32 号	狭域通信システム用 移動局				7,111	
第2条第1項 第33号の2	狭域通信システム用 試験局					
第 2 条第 1 項 第 47 号	超広帯域無線システム					
第2条第1項 第47号の2	超広帯域無線システム(UWB レーダ	* —)				
第 2 条第 1 項 第 64 号	700MHz 帯高度道路交通システム用 陸上移動局					
第2条第1項 第75号	5. 2GHz 帯高出力データ通信システム 陸上移動局	ム用				

注1: $13{
m GHz}$ 以上: 「移動体検知センサー」、「ミリ波レーダー」 が該当します。 その他の設備は $13{
m GHz}$ 未満の無線設備となります。

注2: 「コードレス電話」または「デジタルコードレス電話」の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の証明手数料及び 特性試験料金は半額となります。

2-3-3-2. 包括免許局(法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備) (単位:円)

種別	略称	認証手数料			
		工場変更 及び追加 (1 件目)	工場変更 及び追加 (2 件目以降 1 件あたり)	製造者名 又は 販 売業者名変更	型式名称 変更等
第2条第1項 第1号の4	MCA 陸上移動局				
第2条第1項 第9号	Ku 帯 VSAT 地球局				
第2条第1項 第9号の2	Ka 帯 VSAT 地球局				
第 2 条第 1 項 第 10 号	携帯無線通信用 中継局				
第2条第1項 第10号の2	携帯無線通信用 中継局				
第2条第1項 第11号の3	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局				
第2条第1項 第11号の4	CDMA2000 方式 携帯無線通信用 陸上移動局				
第2条第1項 第11号の7	W-CDMA(HSPA)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の8	CDMA2000(1xEV-D0)方式 携帯無線通信用 陸上移動局				
第2条第1項 第11号の8の2	CDMA2000(3xEV-D0)方式 携帯無線通信用 陸上移動局				
第2条第1項 第11号の11	TD-CDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局				
第2条第1項 第11号の12	TD-SCDMA 方式 携帯無線通信用 陸上移動局				
第2条第1項 第11号の15	TD-OFDMA(次世代 PHS)方式 携帯無線通信用 陸上移動局				
第2条第1項 第11号の17	TD-FDMA(MBTDD 625k)方式 携帯無線通信用 陸上移動局				
第2条第1項 第11号の19	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局				

種別	略称	認証手数料			
		工場変更 及び追加 (1 件目)	工場変更 及び追加 (2 件目以降 1 件あたり)	製造者名 又は 販売業者名 変更	型式名称 変更等
第2条第1項 第11号の19の2	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局(NB-IoT)				
第2条第1項 第11号の19の3	SC-FDMA (FD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局(eMTC)				
第2条第1項 第11号の21	SC-FDMA(TD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	-			
第2条第1項 第11号の21の2	SC-FDMA(TD-LTE)方式 携帯無線通信用 陸上移動局 (中継)	-			
第2条第1項 第11号の25	OFDMA(モバイル Wi MAX) 方式 携帯無線通信用 陸上移動局	-			
第2条第1項 第11号の26	OFDMA (TD-UMB)方式 携帯無線通信用 陸上移動局	-			
第2条第1項 第11号の30	第5世代移動通信システム用 陸上移動局				
第 2 条第 1 項 第 14 号	携帯移動衛星データ通信用 地球局 (対地静止)(オムニトラック)	_			
第2条第1項 第14号の2	携帯移動衛星データ通信用 地球局 (非静止)(オーブコム)	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第15号の2	加入者系多方向用 移動局				
第2条第1項 第19号の9	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局	_			
第2条第1項 第19号の10	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動局及び携帯局 (0.2 マイクロワット以下)				
第2条第1項 第20号の2	800MHz 帯デジタル MCA (陸上移動局)	-			
第2条第1項 第25号の2	周波数自動選択 RZSSB	-			
第2条第1項 第25号の3	周波数自動選択 RZSSB	-			
第2条第1項 第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル				

2-3-3-2. 続き 包括免許局(法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備) (単位:円)

種別	略称		認証手	認証手数料		
		工場変更 及び追加 (1 件目)	工場変更 及び追加 (2 件目以降 1 件あたり)	製造者名 又は 販売業者名 変更	型式名称 変更等	
第2条第1項 第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル					
第 2 条第 1 項 第 28 号	携帯移動衛星通信用 地球局 (対地静止) (N-STAR)					
第2条第1項 第28号の2	携帯移動衛星通信用 地球局 (非静止)(イリジウム)					
第2条第1項 第28号の2の2	スラーヤ衛星携帯移動地球局					
第2条第1項 第28号の2の3	グローバルスター携帯移動地球局					
第2条第1項 第28号の2の4	ESIM 携帯移動地球局					
第2条第1項 第30号	インマルサット携帯移動地球局					
第2条第1項 第30号の2	ESV 携帯移動地球局	33,000	6,000	26,000	20,000	
第2条第1項 第30号の3	ヘリサット携帯移動地球局					
第 2 条第 1 項 第 31 号	ルーラル加入者無線					
第 2 条第 1 項 第 39 号	デジタル空港無線通信用 陸上移動局 (設備規則第49条の15の2第1項)					
第 2 条第 1 項 第 46 号	航空移動衛星通信システム					
第 2 条第 1 項 第 51 号	WiMAX 用 陸上移動局					
第 2 条第 1 項 第 54 号	AXGP, TD-LTE 用 陸上移動局					
第2条第1項 第54号の4	AXGP, TD-LTE 用 陸上移動局 (eMTC)					

種別	略称		認証手	数料	
	工場変更 及び追加 (1 件目)	工場変更 及び追加 (2 件目以降 1 件あたり)	製造者名 変更	型式名称 変更等	
第2条第1項 第1号の4	MCA(指令局)				
第2条第1項 第1号の9	SSB				
第2条第1項 第1号の10	デジタル				
第2条第1項 第1号の11	F3E 等				
第2条第1項 第1号の12	特定ラジオマイク				
第2条第1項 第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク				
第2条第1項 第1号の13	海上用 DSB				
第2条第1項 第1号の14	SSB	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第1号の15	F3E 等				
第2条第1項 第2号	無線標定				
第2条第1項 第2号の2	ラジオ・ブイ				
第2条第1項 第3号の2	気象援助局				
第2条第1項 第4号の2	簡易無線				
第2条第1項 第4号の4	無線操縦用 簡易無線				
第2条第1項 第4号の5	デジタル簡易無線				

種別	略称		認証手	数料	
		工場変更 及び追加 (1 件目)	工場変更 及び追加 (2 件目以降 1 件あたり)	製造者名 変更	型式名称 変更等
第2条第1項 第4号の6	デジタル簡易無線 (キャリアセンス機能あり)				
第2条第1項 第4号の7	簡易無線				
第 2 条第 1 項 第 5 号	50GHz 帯 CR (簡易無線)				
第 2 条第 1 項 第 6 号	構内無線				
第2条第1項 第6号の2	920MHz 帯構内無線 (キャリアセンス機能あり)				
第2条第1項 第6号の3	2450MHz 帯構内無線 (周波数ホッピング方式)				
第 2 条第 1 項 第 10 号	携帯無線通信用 中継局 (陸上移動中継局)				
第2条第1項 第10号の2	携帯無線通信用 中継局 (陸上移動中継局)				
第2条第1項 第11号の5	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 基地局等	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の6	CDMA2000 方式 携帯無線通信用 基地局等				
第2条第1項 第11号の6の2	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局				
第2条第1項 第11号の6の3	CDMA2000 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局				
第2条第1項 第11号の6の4	W-CDMA 方式 携帯無線通信用 屋内基地局				
第2条第1項第11号の6の5	CDMA2000 方式 携帯無線通信用 屋内基地局				
第2条第1項 第11号の9	W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用 基地局等				
第2条第1項 第11号の9	W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用 基地局等				

種別	略称		認証手	€数料	
		工場変更及 び追加 (1 件目)	工場変更 及び追加 (2 件目以降 1 件あたり)	製造者名 変更	型式名称変 更等
第2条第1項 第11号の10	CDMA2000(1xEV-D0)方式 携帯無線通信用 基地局等				
第2条第1項 第11号の10の2	W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局				
第2条第1項 第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-D0)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局				
第2条第1項 第11号の10の4	W-CDMA (HSPA) 方式 携帯無線通信用 屋内基地局				
第2条第1項 第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-D0)方式 携帯無線通信用 屋内基地局				
第2条第1項 第11号の13	TD-CDMA 方式 携帯無線通信用 基地局等				
第2条第1項 第11号の14	TD-SCDMA 方式 携帯無線通信用 基地局等				
第2条第1項 第11号の16	TD-0FDMA(次世代 PHS)方式 携帯無線通信用基地局等	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第11号の18	TD-FDMA (MBTDD 625k) 方式 携帯無線通信用 基地局等				
第2条第1項 第11号の20	SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用 基地局等				
第2条第1項 第11号の20の2	SC-FDA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局				
第2条第1項 第11号の20の3	SC-FDA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局				
第2条第1項 第11号の20の4	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 基地局等				
第2条第1項 第11号の20の5	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局				
第2条第1項第11号の20の6	SC-FDMA(FD-LTE)方式 携帯無線通信用 屋内基地局				

種別	略称		認証书	手数料	
		工場変更及 び追加 (1 件目)	工場変更 及び追加 (2 件目以降 1 件あたり)	製造者名 変更	型式名称変 更等
第2条第1項 第11号の22	SC-FDMA(TD-LTE)方式携帯無線通信用 基地 局等				
第2条第1項 第11号の23	SC-FDMA(TD-LTE)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局				
第2条第1項 第11号の24	SC-FDMA(TD-LTE)方式携帯無線通信用屋内 基地局等				
第2条第1項 第11号の27	OFDMA(モバイル WiMAX)方式携帯無線通信用 基地局等				
第2条第1項 第11号の28	OFDMA (TD-UMB)方式携帯無線通信用 基地局等				
第2条第1項 第11号の29	第5世代移動通信システム用 基地局等				
第2条第1項 第11号の31	第5世代移動通信システム用 基地局等				
第2条第1項 第12号	アマチュア無線				
第2条第1項 第15号	加入者系多方向用基地局	33,000	6,000	26,000	20,000
第2条第1項 第15号の3	加入者系対向用移動局				
第2条第1項 第16号	テレメータ用等の固定局				
第2条第1項 第17号	非常警報用固定局				
第2条第1項 第18号	22GHz 帯固定局				
第2条第1項 第19号の5	5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局				
第2条第1項 第19号の6	5GHz 帯無線アクセスシステム用 基地局及び携帯基地局 (0.2 マイクロワット以下)				
第2条第1項 第19号の7	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局				

種別	略称	認証手数料			
		工場変更 及び追加 (1 件目)	工場変更 及び追加 (2 件目以降 1 件あたり)	製造者名 変更	型式名称 変更等
第2条第1項 第19号の8	5GHz 帯無線アクセスシステム用 陸上移動中継局 (0.2 マイクロワット以下)				
第2条第1項 第20号の2	800MHz 帯デジタル MCA (デジタル指令局)				
第 2 条第 1 項 第 23 号	PHS 基地局				
第2条第1項 第23号の2	PHS 中継局				
第2条第1項 第23号の3	PHS 試験局				
第 2 条第 1 項 第 24 号	38GHz 帯固定局				
第 2 条第 1 項 第 25 号	RZSSB				
第2条第1項 第25号の4	狭帯域デジタル	33,000	6,000	26,000	20,000
第 2 条第 1 項 第 26 号	車両感知用 無線標定陸上局				
第 2 条第 1 項 第 27 号	道路交通情報ビーコン				
第2条第1項 第28号の3	設備規則第 48 条第 1 項のレーダー (第 3 種レーダー)				
第 2 条第 1 項 第 29 号	設備規則第 48 条第 4 項のレーダー (第 4 種レーダー)				
第2条第1項 第31号の2	60GHz 帯高速無線回線用 基地局				
第2条第1項 第31号の3	60GHz 帯高速無線回線用 多方向陸上移動局				
第2条第1項 第31号の4	60GHz 帯高速無線回線用 対向陸上移動局				

種別	略称		認証手数	7料	
		工場変更 及び追加 (1 件目)	工場変更 及び追加 (2 件目以降 1 件あたり)	製造者名 変更	型式名称 変更等
第2条第1項 第31号の5	80GHz 帯高速無線回線用 陸上移動局				
第 2 条第 1 項 第 33 号	狭域通信システム用 基地局				
第 2 条第 1 項 第 38 号	市町村デジタル防災無線通信用 固定局				
第 2 条第 1 項 第 40 号	デジタル空港無線通信用 陸上移動局 (設備 規則第49条の15の2第1項及び第2項)				
第 2 条第 1 項 第 41 号	18GHz 帯基地局等 (周波数分割複信方式又は時分割複信方式)				
第 2 条第 1 項 第 42 号	18GHz 帯陸上移動局 (4 相位相変調方式)				
第 2 条第 1 項 第 43 号	18GHz 帯基地局・陸上移動中継局				
第 2 条第 1 項 第 44 号	18GHz 帯電気通信業務用 固定局	33,000	6,000	26,000	20,000
第 2 条第 1 項 第 48 号	1500MHz 帯電気通信業務用 固定局				
第 2 条第 1 項 第 49 号	WiMAX 用 基地局等				
第2条第1項 第52号の2	WiMAX 用 フェムトセル基地局				
第2条第1項 第52号の3	WiMAX 用 屋内小型基地局				
第 2 条第 1 項 第 53 号	AXGP, TD-LTE 用 基地局等				
第2条第1項 第54号の2	AXGP, TD-LTE 用 フェムトセル基地局				
第2条第1項 第54号の3	AXGP, TD-LTE 用 屋内小型基地局				

種別	略称		認証手数	[料	
		工場変更 及び追加 (1 件目)	工場変更 及び追加 (2件目以降 1件あたり)	製造者名 変更	型式名称 変更等
第 2 条第 1 項 第 57 号	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィラー				
第2条第1項 第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィラー (CATV 網等接続型)				
第2条第1項 第57号の3	エリア放送をおこなう地上一般放送局				
第2条第1項 第57号の4	ラジオ放送用 ギャップフィラー				
第 2 条第 1 項第 58 号	簡易型船舶自動識別装置				
第 2 条第 1 項 第 59 号	簡易国際 VHF (25W 以下)				
第 2 条第 1 項 第 60 号	簡易国際 VHF (5W 以下)				
第 2 条第 1 項 第 61 号	200MHz 帯広帯域移動無線通信用 基地局	33,000	6,000	26,000	20,000
第 2 条第 1 項 第 62 号	200MHz 帯広帯域移動無線通信用 陸上基地局	33,000	0,000	20,000	20,000
第 2 条第 1 項 第 63 号	700MHz 帯高度道路交通システム用 基地局				
第 2 条第 1 項 第 65 号	23GHz 带 陸上移動局				
第 2 条第 1 項 第 66 号	23GHz 帯 固定局				
第 2 条第 1 項 第 67 号	11GHz 又は 15GHz 帯固定局				
第 2 条第 1 項 第 68 号	携帯用位置指示無線標識				
第 2 条第 1 項 第 69 号	6. 5GHz 又は 7. 5GHz 帯可搬型システム				
第 2 条第 1 項 第 70 号	6GHz 帯電気通信業務用 固定局				

種別	略称		認証手	数料	
		工場変更 及び追加 (1 件目)	工場変更 及び追加 (2 件目以降 1 件あたり)	製造者名 変更	型式名称 変更等
第 2 条第 1 項 第 71 号	6.5GHz 又は 7.5GHz 帯固定局				
第 2 条第 1 項 第 72 号	無人移動体画像伝送システム				
第 2 条第 1 項 第 73 号	5. 2GHz 高出力データ通信システム 基地局	33,000	6,000	26,000	20,000
第 2 条第 1 項 第 74 号	5. 2GHz 高出力データ通信システム 陸上移動中継局		ŕ	,	,
第 2 条第 1 項 第 76 号	150MHz 帯 V H F データ交換装置				
第2条第1項 第77号	400MHz 帯デジタル船上通信設備				

3. 証明、認証ラベルの料金

- (1) 特定無線設備の技術基準適合証明の場合は申込台数分の証明ラベルを購入していただきます。証明ラベルは申込台数分を発行します。証明ラベルの料金は、別紙14に記載されている証明ラベル費用となります。
- (2) 特定無線設備の工事設計についての認証の場合は、申込者において証明ラベルを作成 することが出来ます。申込時及び認証後、申込者の希望により別紙15に定める様式 の証明ラベル作成申込書を提出し、認証ラベルを購入することが出来ます。

認証ラベルの料金:

1枚あたり 700円 (消費税別)

認証の場合の証明ラベルの最低申し込み枚数は100枚とし、100枚単位とさせていただきます。

4. その他の料金

(1) 証明書、認証書の再発行

別紙16または別紙17に定める様式の再発行依頼書に申込書の写しを添えて申し込みをしてください。

再発行手数料は 5,000 円 (税別) です。 なお、再発行された証明書、認証書には、再発行をした旨を記載させていただきます。

(2) 試験データ、その他の公開可能な書類のコピー

申込時、又は証明、認証後、必要な書類のコピーを申し込みされた申込者に対し、 コピーをいたします。

コピー代金は 一枚あたり 100 円 (税別) です。 書類の種類により、ご要望に お応えできないことがありますのであらかじめご了承ください。

(3) 特定無線設備の技術基準適合証明、及び特定無線設備の工事設計についての認証の特性試験(以下、「特性試験」といいます。)に係る追加料金

- a) 電波暗室又はシールドルームを使用する必要がある場合は、別途要した時間により追加料金をいただきます。
- b) 振動試験及び温湿度試験などの環境試験を実施した場合は、別途要した時間により追加料金をいただきます。
- c) 比吸収率試験を実施する場合は、別途要した時間により追加料金をいただきます。
- d) 動的周波数選択機能 (DFS) 試験を実施する場合は、別途要した時間により追加料金をいただきます。
- e) 複数の変調方式、動作モードなどを持つ機器について、追加の特性試験を 実施した場合は、別途要した時間により追加料金をいただきます。
- (4) 特定無線設備の技術基準適合証明、及び特定無線設備の工事設計についての認証 (以下、「認証」といいます。)に係る手数料の減額等
 - a) 2以上の複合無線設備に係る申込を同時に行う場合は、手数料の最も高額 なものの額に、その他の無線設備の手数料額の半額を加算した額を請求い たします。
 - b) 過去1年以内に類似した証明規則第17条に係る工事設計についての認証 申込をおこない認証を受けた実績、または同時に類似した証明規則第17 条に係る工事設計についての認証申込が複数あり、前述の手数料が合理的 でないと弊社が判断する場合は、個別に手数料を設定します。
 - c) 前年1月より12月までの申込件数実績により、当年1月から12月まで の手数料を弊社が別に定める基準で減額します。
 - d) 平成16年1月26日以前に特定無線設備の認定点検事業者である者及び 弊社が適当と認める事業者からの試験結果報告書が申込書に添付されてい る場合は、手数料を弊社が別に定める基準で減額します。
 - e) 前述の他、弊社が適当と認める場合に手数料の減額を行うことがあります。

5. 手数料の支払い方法

請求書を受け取りましたら当社一般取引条件にしたがい、弊社指定銀行口座にお振込みください。また、追加料金が発生した場合については、発生後直ぐに請求書を発行いたします。請求書を受け取りましたら同様にお振込みください。

別紙15

証明ラベル作成申込書

年 月 日

インターテックジャパン株式会社 殿

申込者 住 所

氏 名 即

工事設計の認証の申込をした下記1の特定無線設備について、下記2のとおり証明ラベル の作成を申し込みます。

記

1 特定無線設備の内容

(1)特定無線設備の種別	申込時に申し込む場合は申込書、認証後に申し込む場合は
(2)型式又は名称	認証書の記載事項を記入して ください。
(3)認証番号	認証後に申し込む場合のみ、 認証書の記載事項を記入して
(4)認証の年月日	ください。

2 作成を申し込む証明ラベルの内訳

(1)作成枚数	
(2)証明ラベルの様式	作成を希望する証明ラベルの様式 を記入してください。なお、様式
(3)設計認証番号	4、8、10 のラベルを希望する場合は、端末機器の設計認証及び技術的条件認定の番号を記入してくだ
(4)技術的条件認定番号	さい。
端末機器の設計認証及び技術的条件 式会社にて認証及び認定を受けた場	の番号を併記したラベルを作成できるのは、インターテック ジャパン株 合のみです。

3 担当者、証明ラベルの送付先、料金の請求先

申し込み	住 所	
担当者	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
ラベルの	住 所	
送付先	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
料金の	住 所	
請求先	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	

別紙16

技術基準適合証明証書再発行依頼書

年 月 日

インターテックジャパン株式会社殿

申込者 住 所

会社名

氏 名 即

下記のとおり、特定無線設備の技術基準適合証明証書の再発行を依頼します。

記

1 特定無線設備の内容

特定無線設備の種別	
電波の型式、周波数及び空中線電力	
型式又は名称	
製造番号	
技術基準適合証明番号	
技術基準適合証明の年月日	

2	再発行を希望する理由

3 担当者、再発行証書の送付先、料金の請求先

+1 17 7.	住 所	
申し込み担当者	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
証書の	住 所	
送付先	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
料金の	住 所	
請求先	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	

別紙17

認証書再発行依頼書

年 月 日

インターテックジャパン株式会社 殿

申込者 住 所

会社名

氏 名 印

下記のとおり、特定無線設備の工事設計の認証書の再発行を依頼します。

記

1 特定無線設備の内容

特定無線設備の種別	
電波の型式、周波数及び空中線電力	
型式又は名称	
認証番号	
認証の年月日	

2 再発行を希望する理由					
3 担当者	、再発行認証書の記	送付先、料金の請求先			
申し込み	住 所				
担当者	会社名及び氏名				
	連絡先電話番号				
認証書の	住 所				
送付先	会社名及び氏名				
	連絡先電話番号				
料金の	住 所				
請求先	会社名及び氏名				
	連絡先電話番号				